

地域生活支援事業における地域間の 差異に関する調査

平成23年3月

この事業は、「厚生労働省」の平成22年度障害者総合福祉推進事業の助成により
行ったものです。

目 次

	はじめに	1
第 部	自治体アンケート調査結果	2
1 .	調査の回収状況	2
2 .	障害者の状況について	3
3 .	自立支援法地域生活支援事業に基づく移動支援の状況	4
	移動支援事業の実施状況	4
	移動支援事業を実施している事業所数	5
	障害者の移動支援について	7
	支給時間について	9
	移動支援事業について	12
	利用料金について	16
	その他	23
4 .	移動支援事業を行っていない市町村の状況	24
	自立支援給付になった場合	24
5 .	全ての市町村について	27
第 部	当事者アンケート調査結果	28
1 .	基本調査	28
2 .	外出について	33
3 .	平成22年8月の外出相手	36
4 .	ガイドヘルパーの利用に関して	37
5 .	平成22年8月にガイドヘルパーの利用していない理由	51
6 .	利用料金	52
7 .	その他の制度について	53
	まとめ	55
資料		
1 .	模範的障害者移動支援事業実施要綱	56
2 .	模範的移動支援サービス運営規定	63
3 .	模範的移動支援サービス重要事項説明書	67
4 .	質問票(自治体)(当事者)	78

はじめに

今回この調査研究事業を実施する目的として、地方自治体ごとに突発的なニーズへの対応など柔軟性のある支援を行う必要があるものについては、現在、地域生活支援事業の「移動支援事業」として市町村ごとに実施している。

この「移動支援事業」は、市町村独自にさまざまな形態で効率的かつ効果的に事業展開が行われるように規定されているが、地域で暮らす視覚障害者への移動支援については市町村毎に実施されているためにばらつきが目立ち、地域ごとの格差が生じているのが現状である。社会福祉法人日本盲人会連合が実施している「全国盲人福祉大会」においても毎年重要なテーマとして検討されてきた経緯がある。

そこで、移動支援事業を中心に、現状における視覚障害児・者の移動支援の実態を把握し分析した上で、移動支援に係る課題を整理し、効果的効率的に、全国どこの地域においても同じ内容で利用できるサービスを提供できるような制度に向けた提案を行うことを目的として本事業を実施した。

今回取りまとめの最終段階において、東北地方太平洋沖地震の発生による、計画停電などの影響により十分な検討が実施できなかった点については実施団体として誠に残念な状況である。

調査研究の締切などの時間的制約の中で、「今後に活かせる報告を作成する」という目的のどこまで達成したかは疑問を残すところではあるが、10月より実施される「同行援護」と「移動支援」との内容の違いがあることで、視覚障害者の外出に悪影響がおきないことを期待している。

本研究に当たってご協力頂いた自治体や当事者の方々、そして取りまとめを行った委員の皆様に御礼申し上げます。

平成23年3月18日

NPO法人神奈川県視覚障害者福祉協会
理事長 鈴木孝幸

第 部 自治体アンケート調査結果

第 部 自治体アンケート調査結果

1 調査の回収状況

市町村回答数 927件 53.7%

市町村の回答率が50%程度というのが、調査時間が2カ月程度と短かったこともあるが、目標としていた70%に達しなかった点については、市町村の意識が問われるところではないかと考える。

都道府県別の回答数

都道府県名	市町村数	回収数	都道府県名	市町村数	回収数
北海道	179	106	滋賀県	19	6
青森県	40	30	京都府	26	18
岩手県	34	19	大阪府	43	27
宮城県	35	18	兵庫県	41	29
秋田県	25	18	奈良県	39	0
山形県	35	18	和歌山県	30	22
福島県	59	13	鳥取県	19	6
茨城県	44	32	島根県	21	0
栃木県	27	17	岡山県	27	11
群馬県	35	13	広島県	23	23
埼玉県	64	40	山口県	19	13
千葉県	54	37	徳島県	24	5
東京都	39	34	香川県	17	12
神奈川県	33	20	愛媛県	20	16
新潟県	30	9	高知県	34	9
富山県	15	8	福岡県	60	36
石川県	19	15	佐賀県	20	11
福井県	17	16	長崎県	21	8
山梨県	27	14	熊本県	45	15
長野県	77	32	大分県	18	6
岐阜県	42	26	宮崎県	26	10
静岡県	35	19	鹿児島県	43	27
愛知県	57	39	沖縄県	41	15
三重県	29	9	合計	1727	927

2 障害者の状況について

平成22年4月1日現在の「障害者手帳所持者」の状況

市町村の人口	障害者の総数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
83,703,374	4,141,005	3,235,139	518,043	387,823

(無回答:13件)

平成22年4月1日現在の移動支援に関する受給者証交付数の状況

受給者証の発行数は、地域において相関性がみられる。

全体	視覚障害者数	肢体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
373,050	36,734	149,808	145,924	40,584

(無回答:63件、無効回答:視覚障害 17件、肢体障害 17件、知的障害 3件、精神障害 3件)

障害者の年齢状況

障害別の年齢層が違ふことで、それぞれのニーズが異なるといえる。年齢が低い場合、社会参加を行う時には本人より家族が制度を利用することが多いと考えられる。これに反して視覚障害者のように高齢の場合は、制度の利用に対して「控え目」になることが多いと考えられる。このことから年齢の相違が制度利用上、支給時間の使用率に関して影響しているものと考えられる。

	視覚障害者数	肢体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
18歳未満	1,493	13,882	59,317	1,998
18歳以上65歳未満	36,394	216,361	137,459	78,830
65歳以上	42,909	235,570	9,995	19,303
合計	80,796	465,813	206,771	100,131

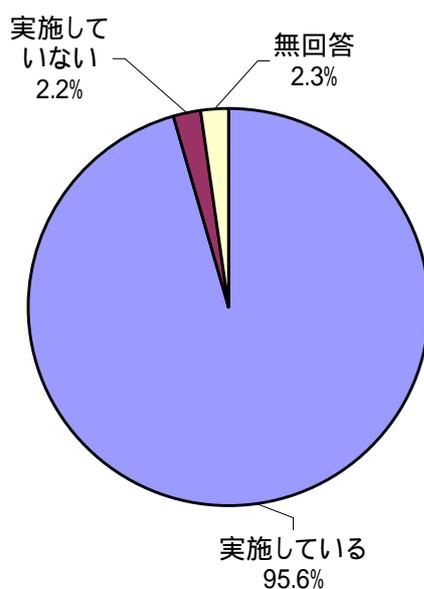
(無回答:44件、無効回答:視覚障害 54件、肢体障害 57件、知的障害 42件、精神障害 42件)

3 自立支援法地域生活支援事業に基づく移動支援事業の状況

問4 市町村（特別区を含む）において、自立支援法の地域生活支援事業に基づき、移動支援事業を実施していますか。

「実施していない」、「無回答」は4.5%程度であるが、調査への回答率を勘案すると、このアンケートに答えていない市町村は実施していないと見るのが妥当であると考え。したがって厳しい見方をすれば全国の半数の市町村は「実施していない」に含まれるものと考えてもよいのではないかと思われる。

移動支援事業の実施状況

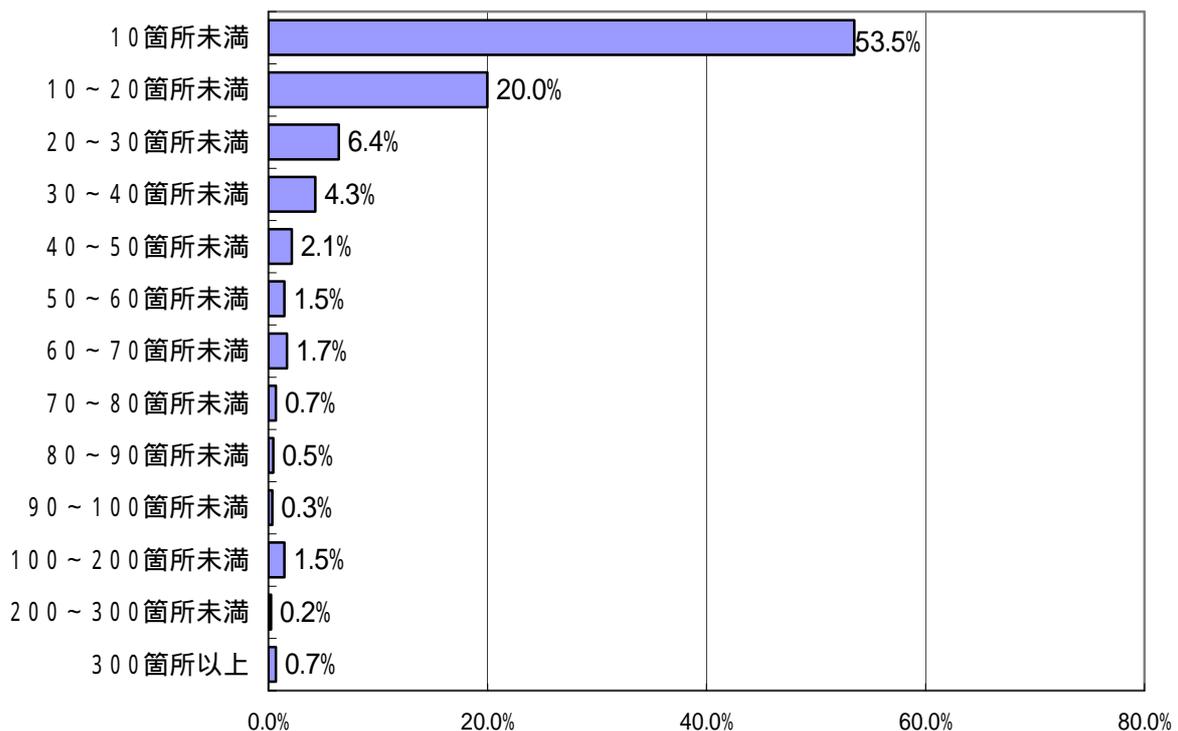


問5 移動支援事業を行っている事業所の数は何ヶ所ですか。

5 - 1 市町村が委託、または登録している事業所は何ヶ所ありますか

各自治体における登録（委託）事業所数をみると、無回答を除く合計827の自治体のうち、事業所数10箇所未満の自治体が474、次いで10～20箇所未満の自治体が177であった。事業所数20箇所未満の自治体が全体の80%弱を占めていることから、数にみる地域間格差は多少読み取れるものの、むしろ無回答と回答した59の自治体数こそが地域間格差の象徴といえる。

	回答数
10箇所未満	474
10～20箇所未満	177
20～30箇所未満	57
30～40箇所未満	38
40～50箇所未満	19
50～60箇所未満	13
60～70箇所未満	15
70～80箇所未満	6
80～90箇所未満	4
90～100箇所未満	3
100～200箇所未満	13
200～300箇所未満	2
300箇所以上	6
無回答	59
合計	886



5 - 2 障害別の状況

各自治体における登録（委託）事業所数の内訳（障害別）をみると、合計 886 の自治体のうち、「無回答」と回答している自治体が視覚で 171、肢体で 138、知的で 105、精神は 219 であった。視覚、精神でみると、無回答が全体で 2 番目に多い数値であり、5 - 1 の回答と比較すると倍以上の数値であることから、設問の内容が複雑になるにつれ無回答率が高く推移していることがわかる。

この結果、回答無しの自治体をどのように評価するかで見方は変わるが、地域間格差に自治体間の能力差という根本的な問題が反映されている可能性がある。

	事業所数			
	視覚障害	肢体障害	知的障害	精神障害
10箇所未満	470	465	489	431
10～20箇所未満	125	152	154	146
20～30箇所未満	45	50	51	38
30～40箇所未満	25	26	30	20
40～50箇所未満	18	17	18	10
50～60箇所未満	7	9	10	5
60～70箇所未満	11	13	9	6
70～80箇所未満	2	2	2	2
80～90箇所未満	0	2	4	0
90～100箇所未満	3	3	4	0
100～200箇所未満	5	5	5	6
200～300箇所未満	2	2	2	2
300箇所以上	2	2	3	1
無回答	171	138	105	219
合計	886	886	886	886

上記の結果は移動支援全般を表している数字であって、「視覚障害者の移動支援」をサービス内容に掲げているが、実質的に行っている事業所数はもっと少ないと考えられる。

問6 障害者の移動支援について。

6 - 1 移動支援従事者の資格を設けていますか

ヘルパー2級で支援を認めているところがある。

履修内容には「視覚障害者への情報提供」が含まれていない。期限を設け、講習の機会を提供するとともに身分を補償すべきである。

特に設けていないところが全体の35%という数字は予想以上に多かった。

安全かつ快適に移動支援のできるヘルパーのスキルは、貴重なもので、まして同行援護では適切なる情報提供がなされるべきであるとする。

	回答数				比率			
	視覚障害	肢体障害	知的障害	精神障害	視覚障害	肢体障害	知的障害	精神障害
	98	101	102	93	11.1%	11.4%	11.5%	10.5%
	153	154	157	139	17.3%	17.4%	17.7%	15.7%
	332	317	296	237	37.5%	35.8%	33.4%	26.7%
	204	230	300	286	23.0%	26.0%	33.9%	32.3%
	248	273	336	320	28.0%	30.8%	37.9%	36.1%
	123	141	174	167	13.9%	15.9%	19.6%	18.8%
	107	113	169	158	12.1%	12.8%	19.1%	17.8%
	90	110	112	111	10.2%	12.4%	12.6%	12.5%
	312	330	336	328	35.2%	37.2%	37.9%	37.0%
無回答	130	124	122	156	14.7%	14.0%	13.8%	17.6%
合計	1797	1893	2104	1995	-	-	-	-
n	886	886	886	886				

知事証明(みなし資格:平成15年3月以前に従事した者)

移動支援従業者(平成15年4月以降18年3月までの厚生大臣が認めている大臣告示第110号の者)

従来の視覚障害外出介護従事者養成研修、全身性障害者外出介護従事者養成研修、

知的障害者外出介護従事者養成研修に相当する研修として都道府県知事が認める研修を終了した者

介護福祉士

居宅介護従事者養成研修1、2級課程修了者

介護職員基礎研修の修了者

従来の行動援護従事者養成研修修了者

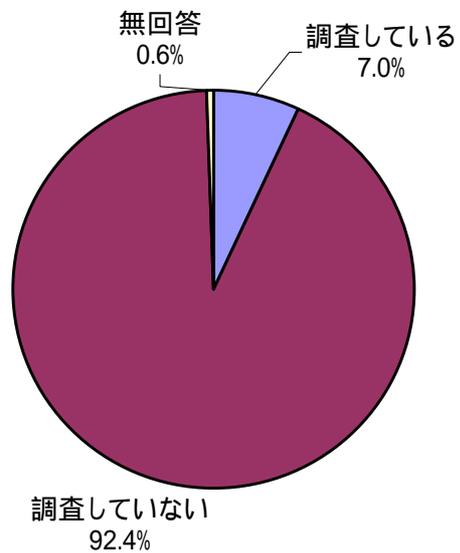
上記以外の資格を所持している者

特に設けていない

6 - 2 各事業所における移動支援事業への従事者（ガイドヘルパー）の人数を年に一度、調査していますか

ガイドヘルパーの人数を把握していないということは、需要に対してどれだけ供給が可能か判断できるのであろうか。多くのガイドヘルパーが養成されているにもかかわらずその実態が把握されていないのは制度設計上困難があると言わざるを得ない。

移動支援事業への従事者（ガイドヘルパー）の人数の調査実施状況



問7 支給時間について（平成22年8月時点）

支給決定人数、支給時間が少ないうえに、更に利用時間も少ない。季節的要因、年齢的要因が考えられる。

当事者団体の働きかけが必要と思われる。

支給時間は、利用者のニーズに即し制限をしてはならないものであるが、実際にはその疑いを払拭できないのである。

支給時間を利用できる支援体制が整わなければならないと考える。

7 - 1 障害者で移動支援事業の支給決定を受けている人数

（平成22年8月1日）

	回答数				比率			
	視覚障害	身体障害	知的障害	精神障害	視覚障害	身体障害	知的障害	精神障害
	回答数	回答数	回答数	回答数	比率	比率	比率	比率
10人未満	372	377	274	353	42.0%	42.6%	30.9%	39.8%
10～20人未満	104	121	111	38	11.7%	13.7%	12.5%	4.3%
20～30人未満	56	44	72	15	6.3%	5.0%	8.1%	1.7%
30～40人未満	15	29	46	12	1.7%	3.3%	5.2%	1.4%
40～50人未満	23	23	35	7	2.6%	2.6%	4.0%	0.8%
50～60人未満	9	7	13	4	1.0%	0.8%	1.5%	0.5%
60～70人未満	7	13	15	1	0.8%	1.5%	1.7%	0.1%
70～80人未満	5	8	18	5	0.6%	0.9%	2.0%	0.6%
80～90人未満	6	10	13	2	0.7%	1.1%	1.5%	0.2%
90～100人未満	4	6	10	1	0.5%	0.7%	1.1%	0.1%
100～200人未満	28	20	62	2	3.2%	2.3%	7.0%	0.2%
200～300人未満	6	12	18	0	0.7%	1.4%	2.0%	0.0%
300人以上	8	13	48	3	0.9%	1.5%	5.4%	0.3%
無回答	243	203	151	443	27.4%	22.9%	17.0%	50.0%
合計	886	886	886	886	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
n	886	886	886	886				

7 - 2 支給決定時間

	回答数			
	視覚障害	身体障害	知的障害	精神障害
10時間未満	23	22	21	35
10～20時間未満	36	44	35	70
20～30時間未満	39	54	29	61
30～40時間未満	36	40	22	28
40～50時間未満	23	23	15	28
50～60時間未満	18	18	14	15
60～70時間未満	30	16	20	14
70～80時間未満	15	16	11	10
80～90時間未満	19	20	11	9
90～100時間未満	18	18	20	8
100～200時間未満	85	93	77	53
200～300時間未満	45	41	54	18
300～400時間未満	29	40	29	14
400～500時間未満	20	27	39	8
500～1000時間未満	21	19	16	4
1000～2000時間未満	67	77	124	19
2000～3000時間未満	18	15	40	3
3000～4000時間未満	13	8	16	2
4000～5000時間未満	6	5	15	1
5000～6000時間未満	6	4	8	0
6000～7000時間未満	6	3	10	0
7000～8000時間未満	2	3	4	0
8000～9000時間未満	2	5	3	0
9000～10000時間未満	0	1	2	0
10000時間以上	7	9	30	3
無回答	302	265	221	483
合計	886	886	886	886

各団体における月単位の決定時間の合計であり、利用者ひとりあたりの平均的な利用時間を示すものではない。

7 - 3 障害別移動支援事業利用時間

	回答数			
	視覚障害	身体障害	知的障害	精神障害
10時間未満	106	106	104	117
10～20時間未満	85	87	69	61
20～30時間未満	54	67	48	31
30～40時間未満	37	38	33	10
40～50時間未満	21	33	32	24
50～60時間未満	25	19	20	12
60～70時間未満	17	18	18	7
70～80時間未満	15	12	15	2
80～90時間未満	11	13	12	4
90～100時間未満	10	5	20	5
100～200時間未満	57	73	83	17
200～300時間未満	32	29	47	10
300～400時間未満	19	15	29	5
400～500時間未満	9	8	16	2
500～1000時間未満	8	6	11	0
1000～2000時間未満	39	31	73	4
2000～3000時間未満	6	7	11	1
3000～4000時間未満	7	3	9	1
4000～5000時間未満	1	0	6	0
5000～6000時間未満	0	2	0	0
6000～7000時間未満	1	1	2	0
7000～8000時間未満	3	0	3	0
8000～9000時間未満	0	2	1	0
9000～10000時間未満	1	0	0	1
10000時間以上	2	4	9	0
無回答	320	307	215	572
合計	886	886	886	886

各団体における月単位の決定時間の合計であり、利用者ひとりあたりの平均的な利用時間を示すものではない。

問 8 移動支援事業について。

利用時間、行き先を制限することは人権上行動制限をかけるもので許されるべきものではない。事業所は消費者ニーズを反映すべきであると考えている。

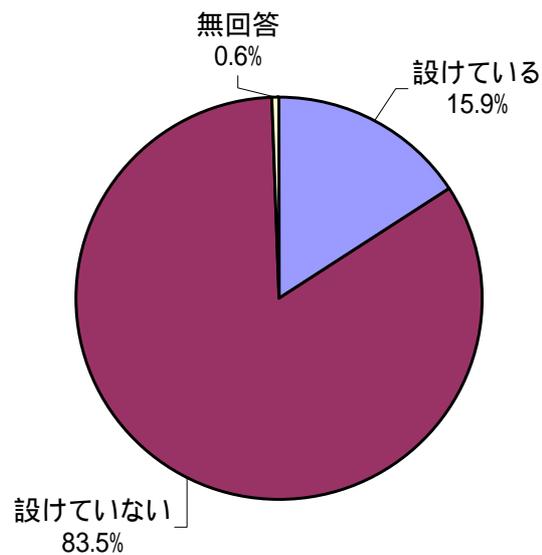
隣接する都道府県をまたいで移動することも多く、これを認めていない市町村は社会参加をどのように捕らえているのか疑問である。

要綱に即した移動支援の事業を展開すべきである。

行政側で制限を設けていない場合であっても、事業者の都合により、実際の利用時間が制限されることがある。

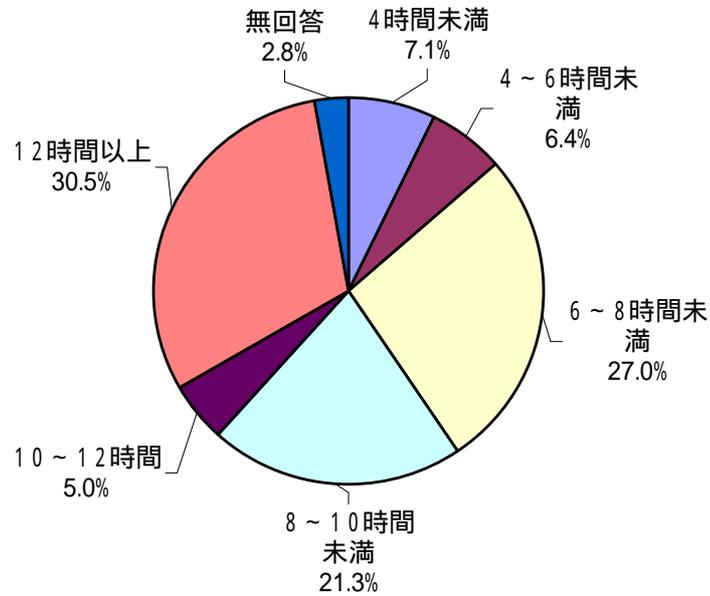
8 - 1 1日の利用時間に制限を設けていますか

8 - 1 1日の利用時間の制限設定



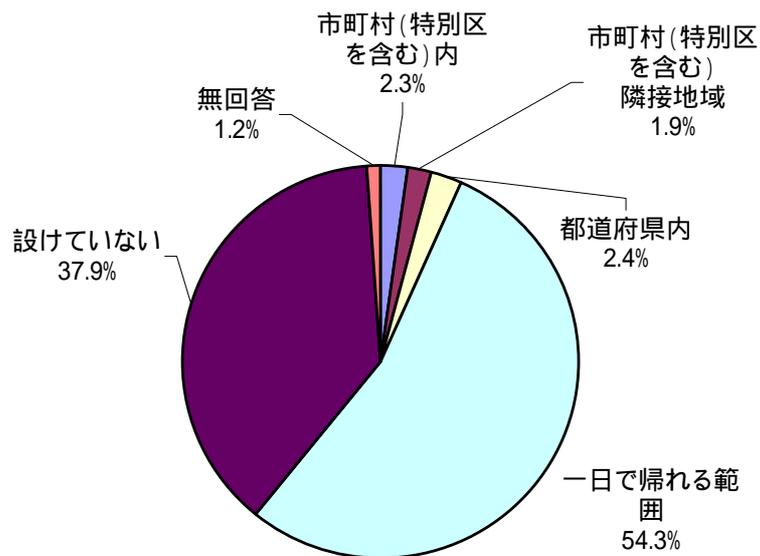
8 - 2 設けている場合、次のどれに該当しますか

8 - 2 設けている場合の時間帯



8 - 3 行き先の制限はありますか

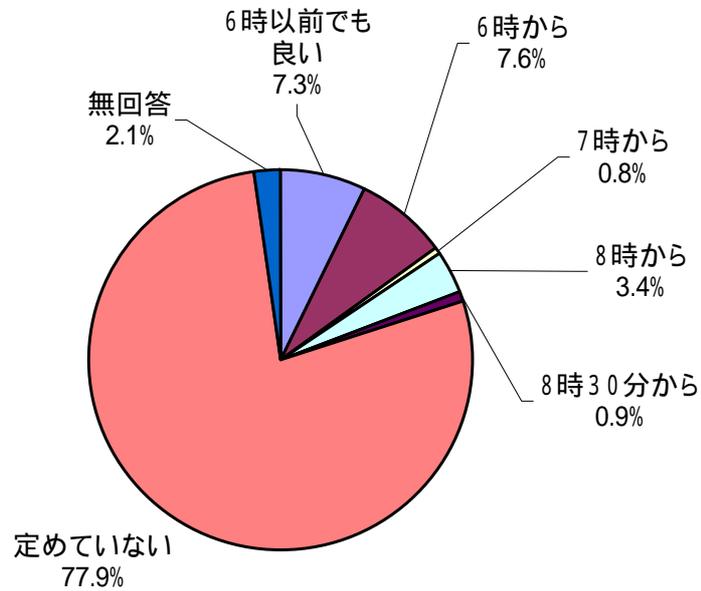
8 - 3 行き先の制限



8 - 4 利用時間帯について

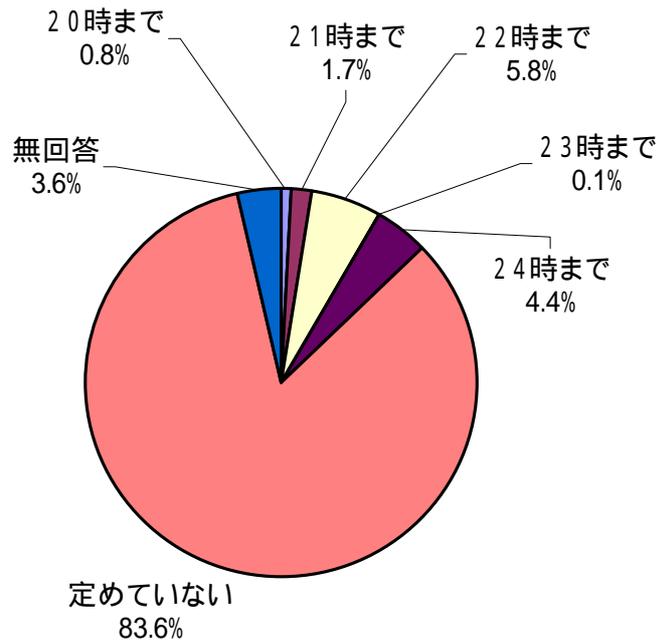
8 - 4 - 1 早朝の派遣について

8 - 4 - 1 早朝の派遣について



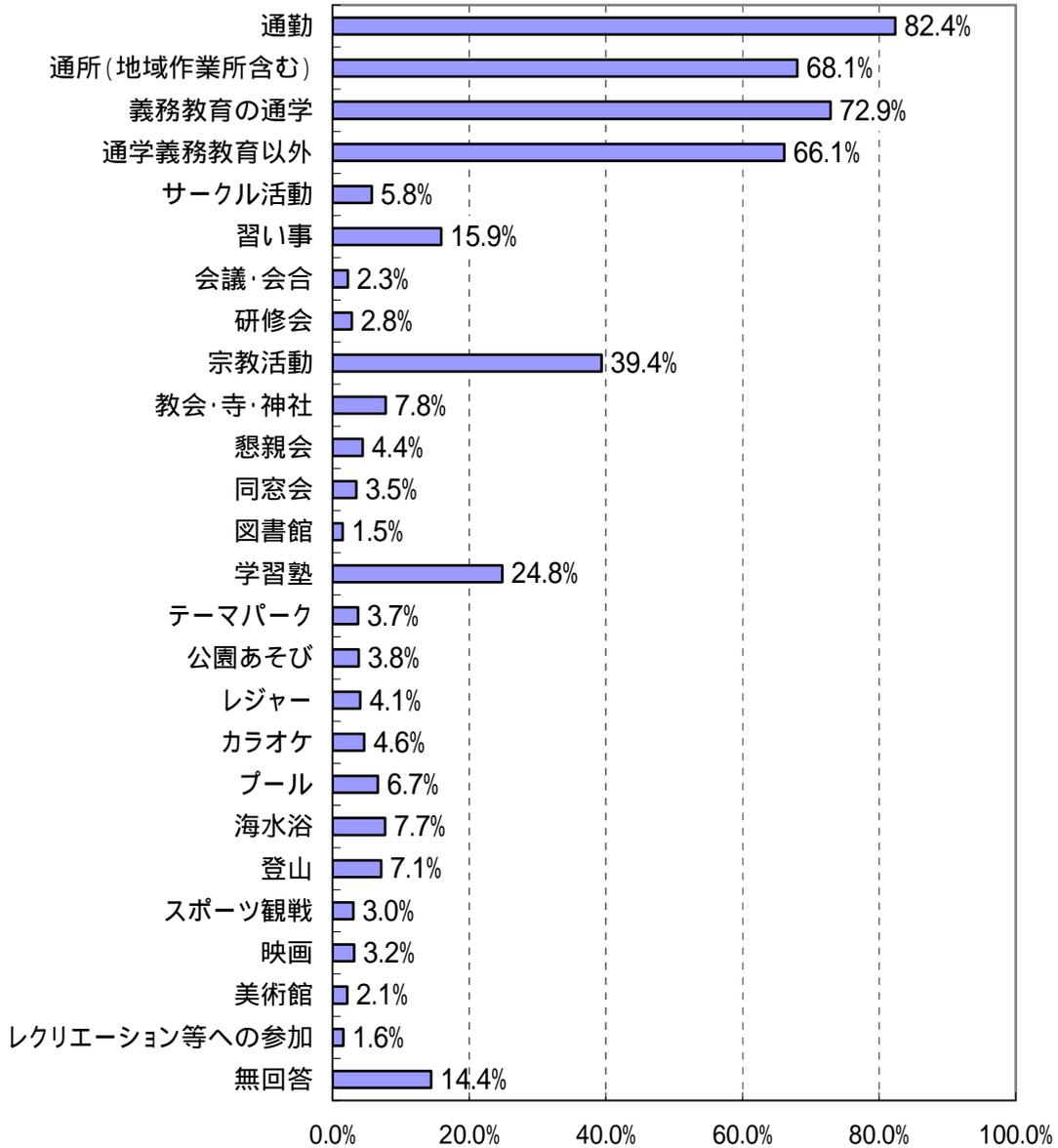
8 - 4 - 2 深夜の派遣について

8 - 4 - 2 深夜の派遣について



8 - 5 派遣の内容で認めていないもの

8 - 5 派遣の内容で認めていないもの

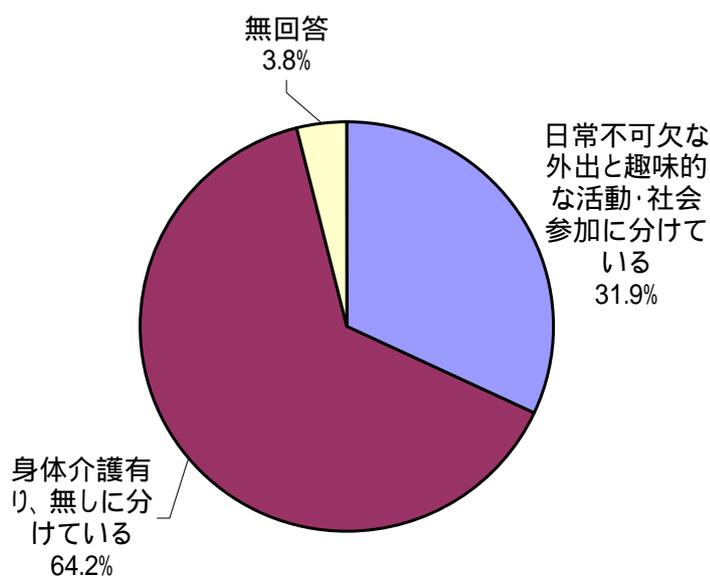


問9 利用料金について。

9 - 1 利用料金の区分はどれですか

利用料金の区分をみると、全体に対し「身体介護有り、無しに分けている」自治体が64.2%、「日常不可欠な外出と趣味的な活動・社会参加に分けている」自治体が31.9%であった。この結果から、2つの異なる基準の移動支援事業が、地域で混在していることがわかる。2つの異なる基準の並立が、報酬、利用者負担、支給決定量等の地域間格差をもたらす要因の一つであると考えられる。

9 - 1 利用料金の区分



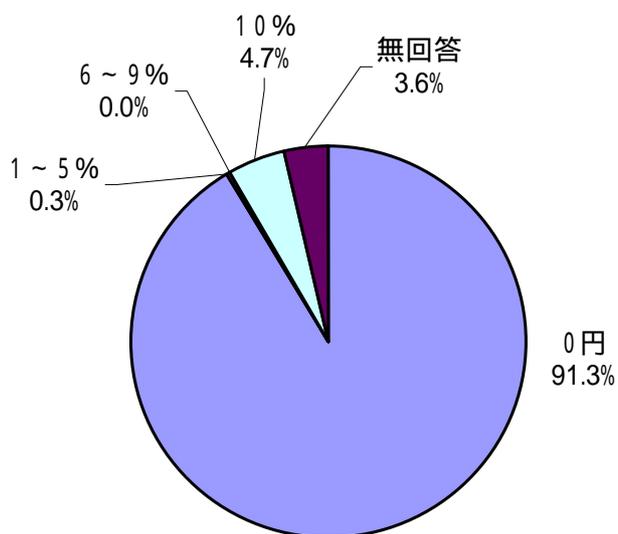
9 - 2 日常不可欠な外出等の利用料金はどうなっていますか

9 - 2 - 1 生活保護世帯

生活保護世帯の利用者負担をみると、全体に対し定率負担を課している自治体が5%であった。

介護給付事業、訓練等給付事業では、現在は国の特例対策や緊急支援の成果により利用者負担の軽減が図られていることを考えると、上限月額管理の実施を別にすれば、自治体間の財政格差等が利用者負担における地域間格差をもたらす要因の一つと考えられる。

9 - 2 - 1 生活保護世帯

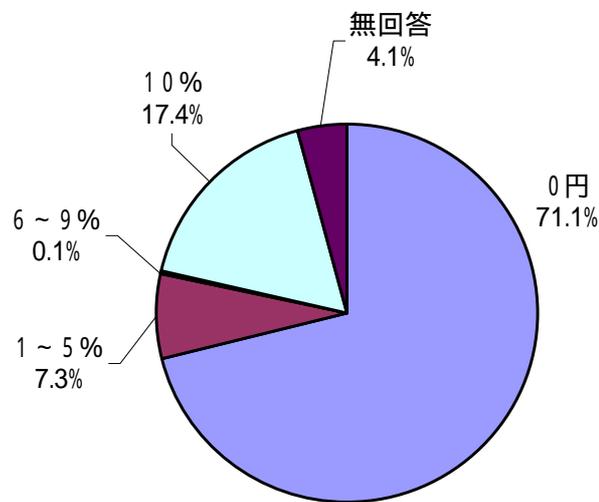


9 - 2 - 2 市町村民税非課税世帯

非課税世帯の利用者負担をみると、全体に対し定率負担を課している自治体が24.8%であった。9 - 2 - 1の回答率と比較すると5倍近い伸びである。

低所得者に対する所得保証の認識の差が利用者負担にみる地域間格差をもたらす要因の一つと考えられる。

9 - 2 - 2 市町村税非課税世帯

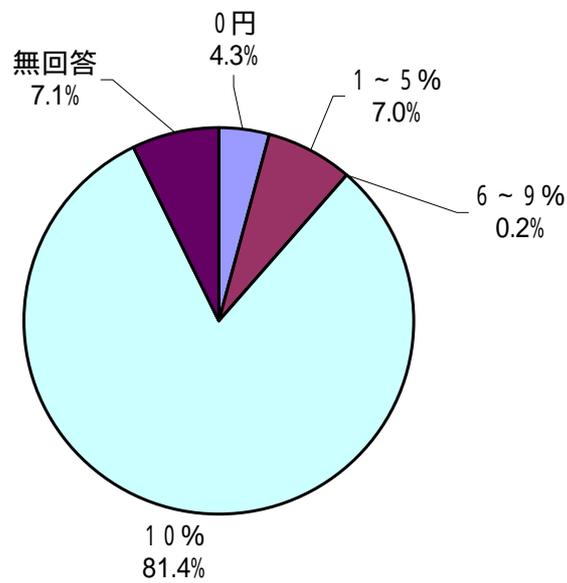


9 - 2 - 3 課税世帯

課税世帯の利用者負担をみると、全体に対し定率負担を課さない自治体が4.3%であった。この結果から、4.3%の自治体は経済的な理由でサービスの利用が滞ることのないよう減免措置を実施していることがわかる。

一方で、88.6%の自治体が定率負担を課している現状を鑑みると、制度の普遍化という観点と別の観点から利用者負担の設定を行っている自治体が地域で混在していることは、地域間格差の表れといえる。

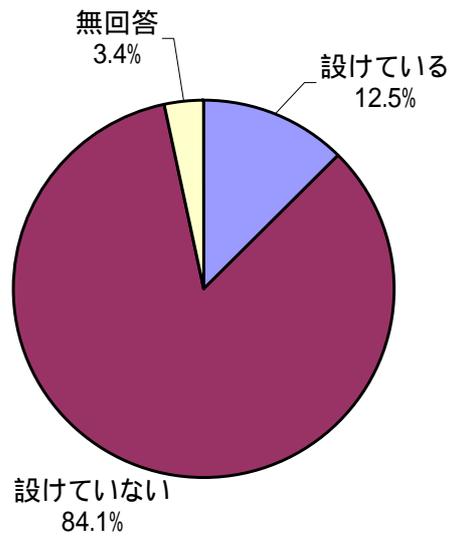
9 - 2 - 3 課税世帯



9 - 2 - 4 所得制限

所得制限について、所得要件を設けている自治体は全体の12.5%であった。介護給付事業、訓練等給付事業では所得制限がないことを鑑みると、自立支援給付事業と地域生活支援事業の整合性の観点も含め、自治体間のサービス保証の認識の違いが地域間格差を生んでいる要因の一つと考えられる。

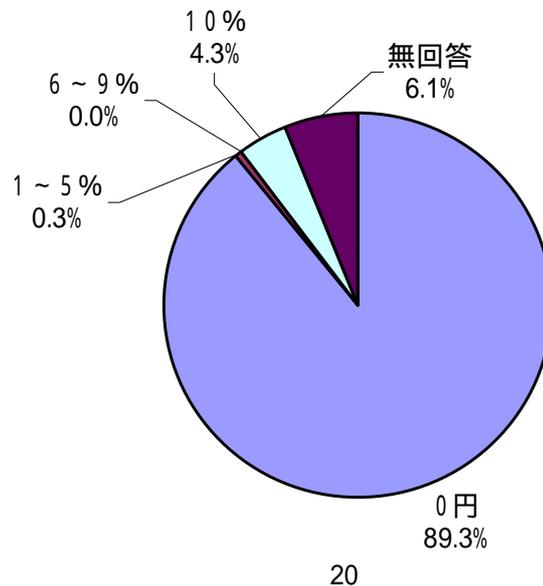
9 - 2 - 4 所得制限



9 - 3 趣味的な活動・社会参加のための活動等の利用料金について

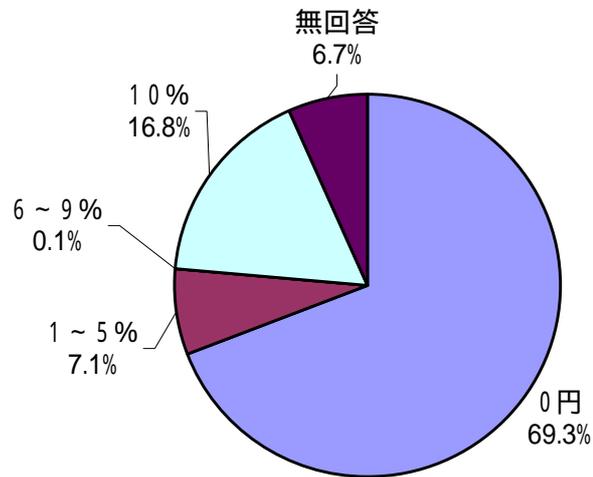
9 - 3 - 1 生活保護世帯

9 - 3 - 1 生活保護世帯



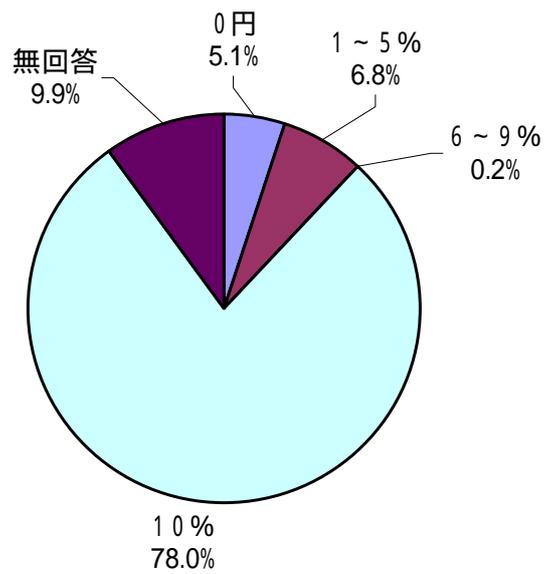
9 - 3 - 2 市町村民税非課税世帯

9 - 3 - 2 市町村税非課税世帯



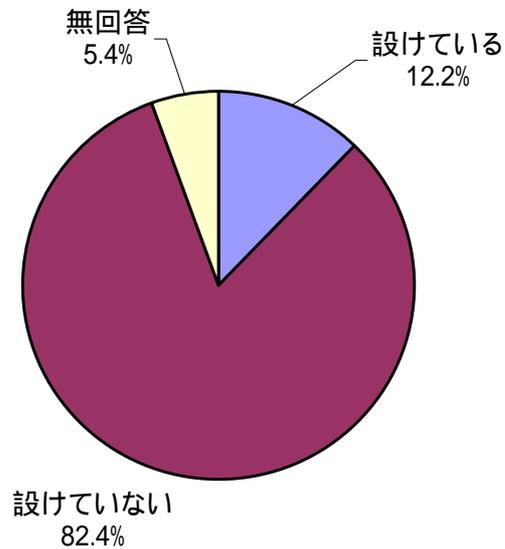
9 - 3 - 3 課税世帯

9 - 3 - 3 課税世帯



9 - 3 - 4 所得制限

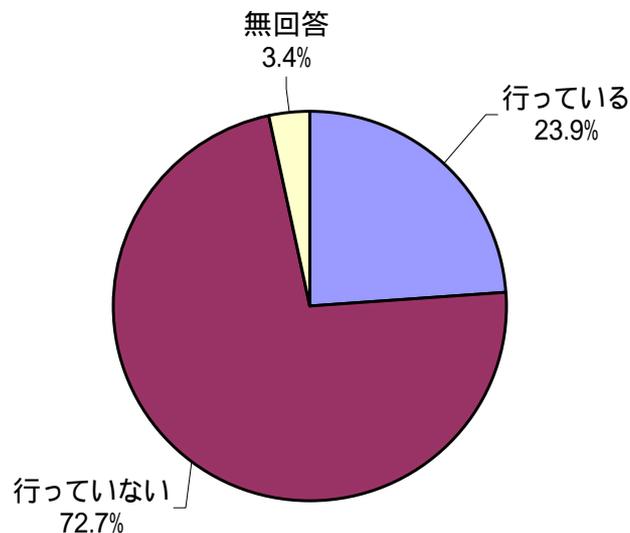
9 - 3 - 4 所得制限



9 - 4 介護給付等と上限管理はしていますか

上限管理の実施については、全体に対し未実施の自治体が72.7%を占めた。移動支援の前行サービスが居宅介護の一サービスであったことを鑑みると、従前保証に捉われることなく全体の約8割の自治体が独自の減免措置を講じていることが推測できる。このことは、減免措置の実施、未実施に留まらず、各自治体の独自減免が地域間格差の域を更に広げているものと考えられる

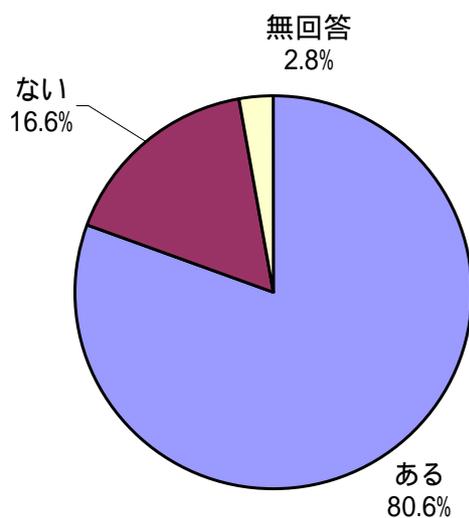
9 - 4 介護給付等と上限管理



問 10 その他。

10 - 1 身体介護付き等の区分はありますか

10 - 1 身体介護付き等の区分



10 - 2 利用者負担額について

1時間あたりの平均単価

	1.0h	1.5h	2.0h	2.5h	3.0h	3.5h	4.0h	4.5h	5.0h
基本額1	1,768	2,578	3,312	4,061	4,787	5,518	6,249	6,930	7,664
基本額2	3,769	5,447	6,314	7,183	8,018	8,858	9,678	10,515	11,333

	5.5h	6.0h	6.5h	7.0h	7.5h	8.0h	8.5h	9.0h	9.5h
基本額1	8,405	9,122	9,855	10,567	11,311	12,014	12,751	13,457	14,207
基本額2	12,176	12,998	13,848	14,669	15,501	16,323	17,151	17,938	18,782

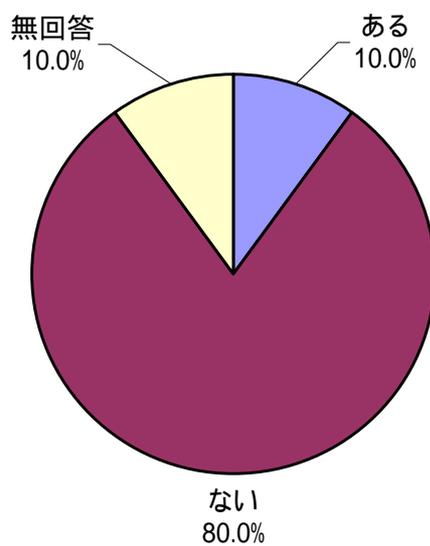
	10.0h	10.5h	11.0h	11.5h	12.0h	12.5h	13.0h
基本額1	14,915	15,609	16,332	17,082	17,787	18,464	19,214
基本額2	19,605	20,327	21,196	22,017	22,836	23,560	24,424

4 自立支援法地域生活支援事業に基づく移動支援事業を行っていない市町村の状況

問 1 1 自立支援給付になった場合。

1 1 - 1 市町村内の障害者から移動支援事業の実施に関して要望がありますか

1 1 - 1 移動支援事業の実施に関しての要望

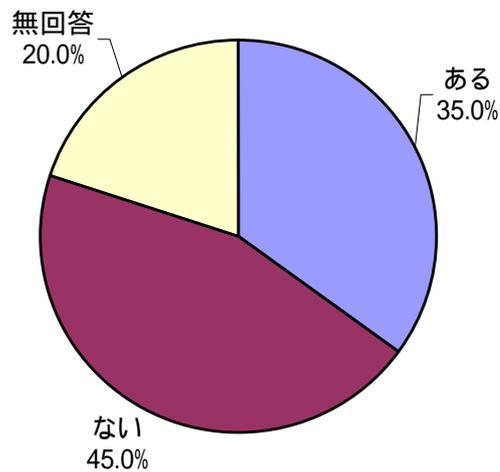


11 - 2 今後、障害者の移動支援事業を実施する予定はありますか

同行援護が実施された場合義務的経費からの支出になるため、移動支援を同行援護にシフトするのではないかと考えられる。実施する予定がない45%と無回答の20%については同行援護ののち移動支援を残さないと考えるのが妥当である。

同行援護が全てのサービスを網羅しているのであればシフトは有効であるが、網羅していないのであれば移動支援でフォローすることを考えておく必要がある。

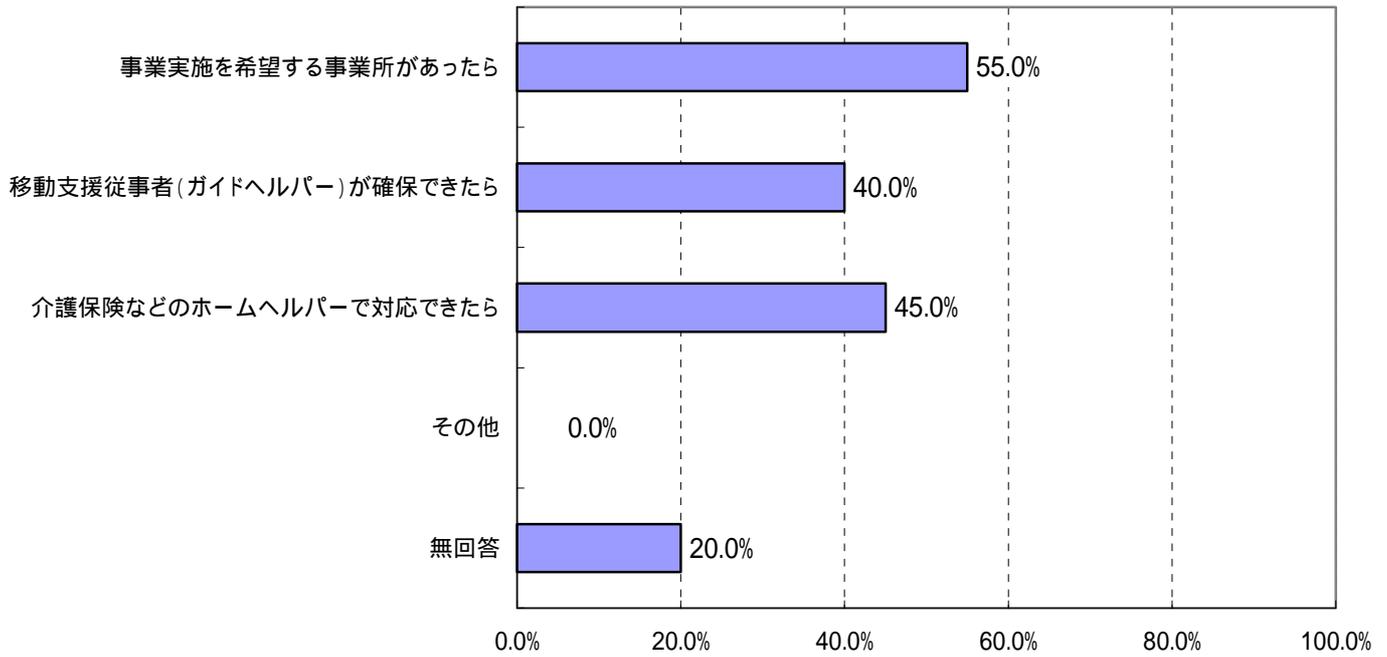
11 - 2 移動支援事業の実施予定



11-3 国の制度になった場合、実施するための課題は何ですか

11-2、11-3において無回答率が同じということは、「同行援護」の内容等を知らないと思われる為、回答できないのではないかと考える。

11-3 国の制度になった場合、実施するための課題

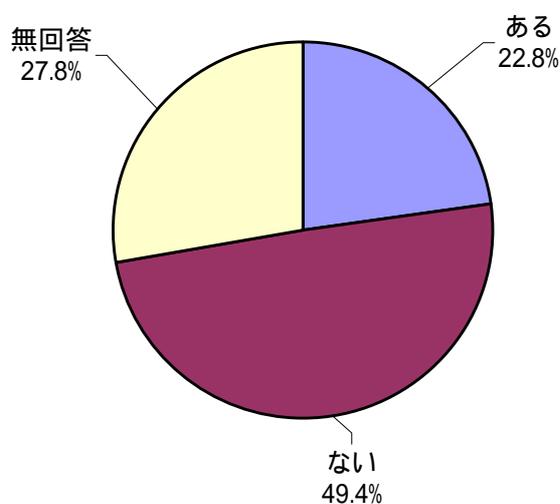


5 全ての市町村にお尋ねします

1 2 - 1 市町村内に、障害者の移動を援助している団体・組織はありますか

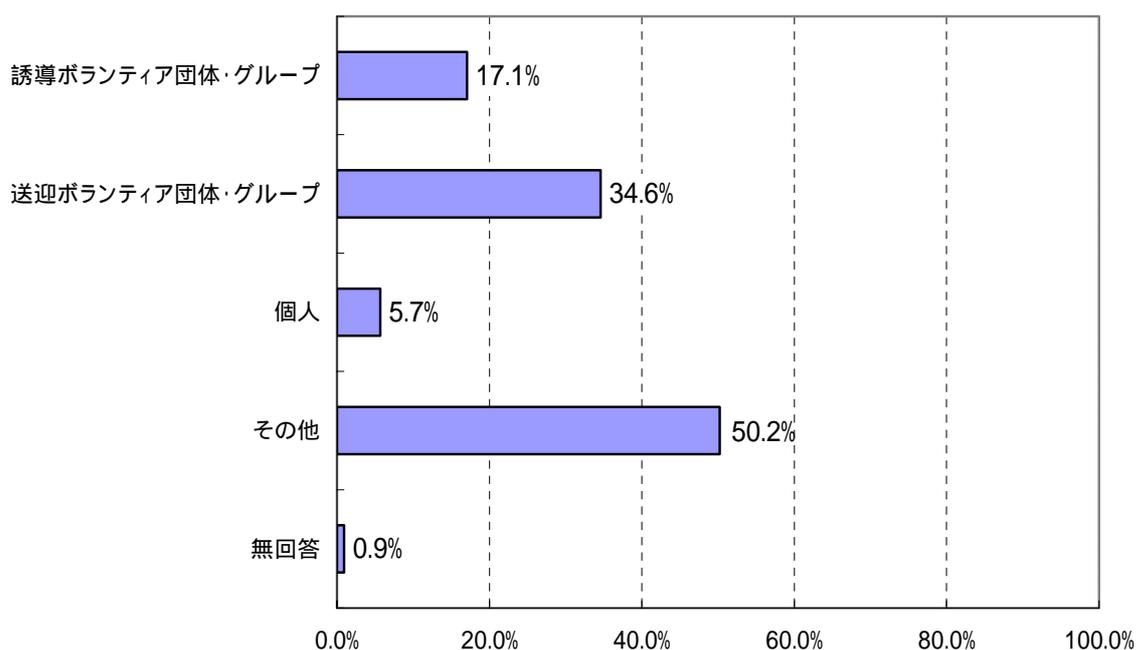
現状において自立支援法の移動支援では支援できない部分を、柔軟に補う団体の評価は重要であると考えます。

1 2 - 1 市町村内に、障害者の移動を援助している団体・組織の有無



1 2 - 2 その団体、組織はなんですか

1 2 - 2 その団体・組織は



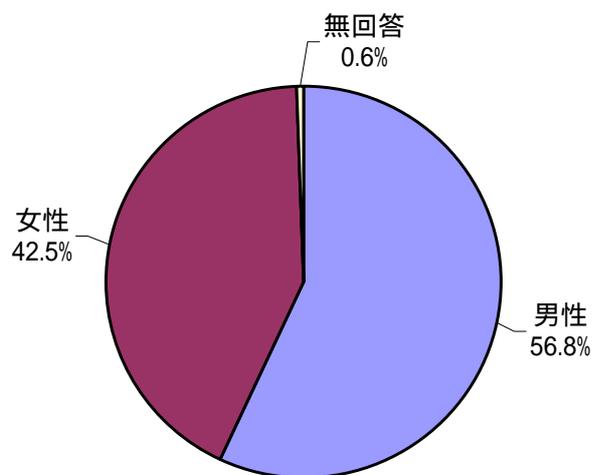
第 部 当事者アンケート調査結果

第二部 当事者アンケート調査結果

問1 基本調査。

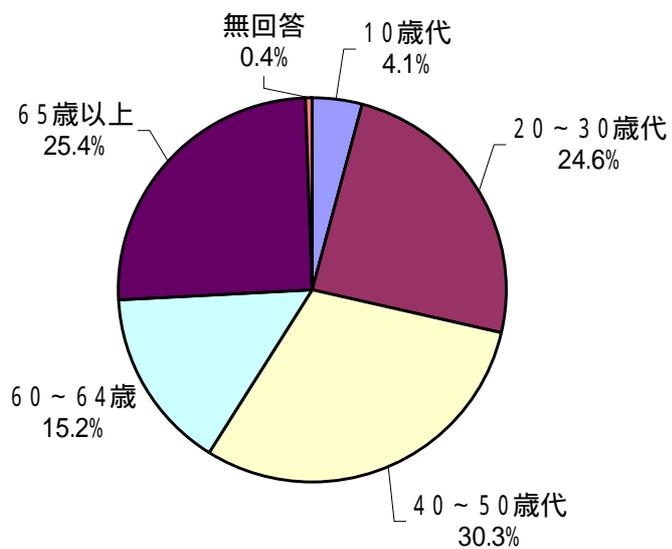
1 - 1 性別

1 - 1 性別



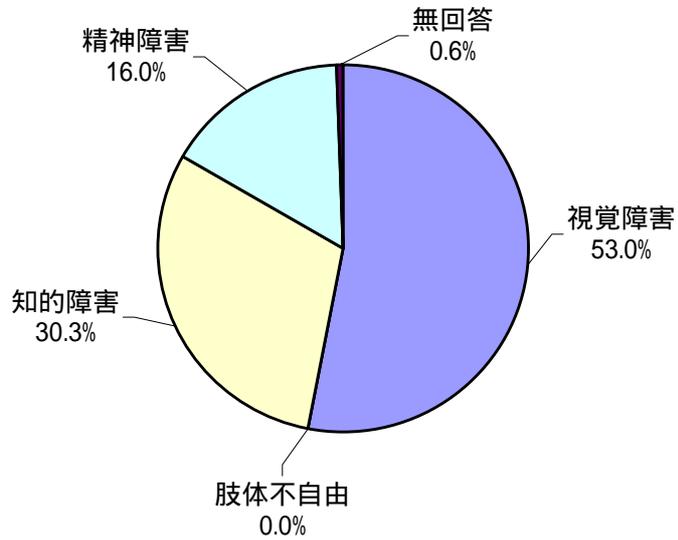
1 - 2 年齢

1 - 2 年齢



1 - 3 障害状況

1 - 3 障害状況

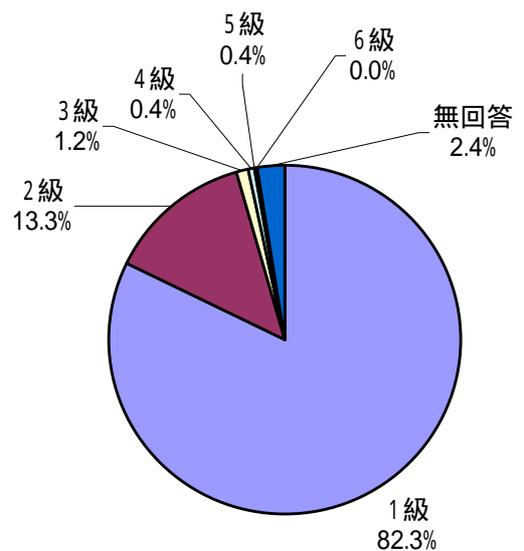


1 - 4 障害の程度 (等級など)

視覚障害

	回答数	比率
1級	204	82.3%
2級	33	13.3%
3級	3	1.2%
4級	1	0.4%
5級	1	0.4%
6級	0	0.0%
無回答	6	2.4%
合計	248	100.0%

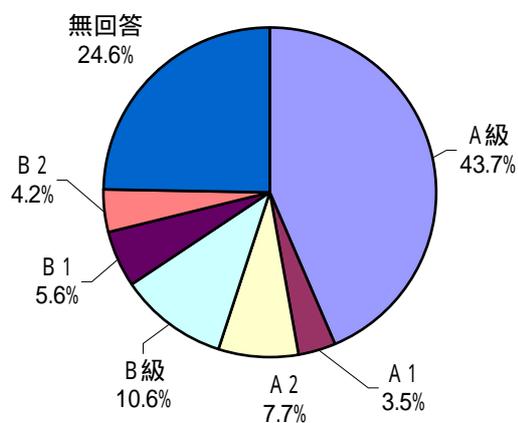
1 - 4 障害の程度 (等級) 視覚障害



知的障害

	回答数	比率
A級	62	43.7%
A 1	5	3.5%
A 2	11	7.7%
B級	15	10.6%
B 1	8	5.6%
B 2	6	4.2%
無回答	35	24.6%
合計	142	100.0%

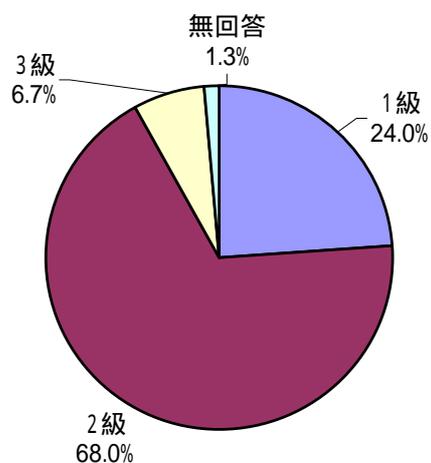
1 - 4 障害の程度(等級) 知的障害



精神障害

	回答数	比率
1級	18	24.0%
2級	51	68.0%
3級	5	6.7%
無回答	1	1.3%
合計	75	100.0%

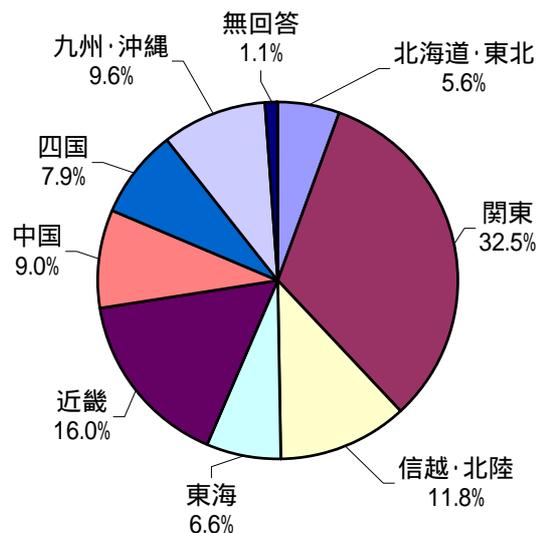
1 - 4 障害の程度(等級) 精神障害



1 - 5 お住まいの都道府県

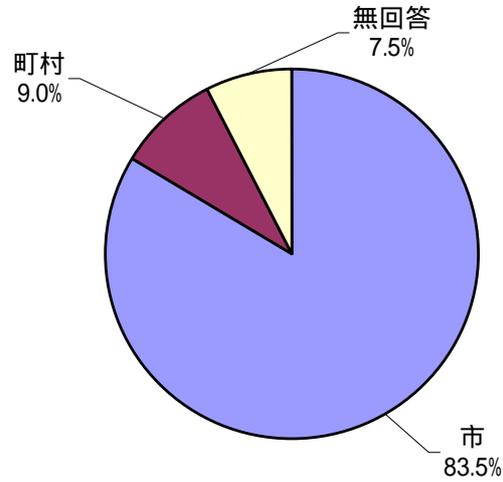
都道府県	回答数	比率	都道府県	回答数	比率
北海道	3	0.6%	滋賀県	10	2.1%
青森県	4	0.9%	京都府	1	0.2%
岩手県	0	0.0%	大阪府	10	2.1%
宮城県	10	2.1%	兵庫県	52	11.1%
秋田県	4	0.9%	奈良県	2	0.4%
山形県	3	0.6%	和歌山県	0	0.0%
福島県	2	0.4%	鳥取県	4	0.9%
茨城県	10	2.1%	島根県	15	3.2%
栃木県	15	3.2%	岡山県	2	0.4%
群馬県	9	1.9%	広島県	12	2.6%
埼玉県	6	1.3%	山口県	9	1.9%
千葉県	5	1.1%	徳島県	7	1.5%
東京都	15	3.2%	香川県	13	2.8%
神奈川県	92	19.7%	愛媛県	17	3.6%
新潟県	10	2.1%	高知県	0	0.0%
富山県	24	5.1%	福岡県	13	2.8%
石川県	12	2.6%	佐賀県	5	1.1%
福井県	4	0.9%	長崎県	8	1.7%
山梨県	2	0.4%	熊本県	6	1.3%
長野県	3	0.6%	大分県	1	0.2%
岐阜県	7	1.5%	宮崎県	12	2.6%
静岡県	11	2.4%	鹿児島県	0	0.0%
愛知県	3	0.6%	沖縄県	0	0.0%
三重県	10	2.1%	無回答	5	1.1%
			合計	468	100.0%

(地域)



1 - 6 あなたは市町村のどれに住んでいますか

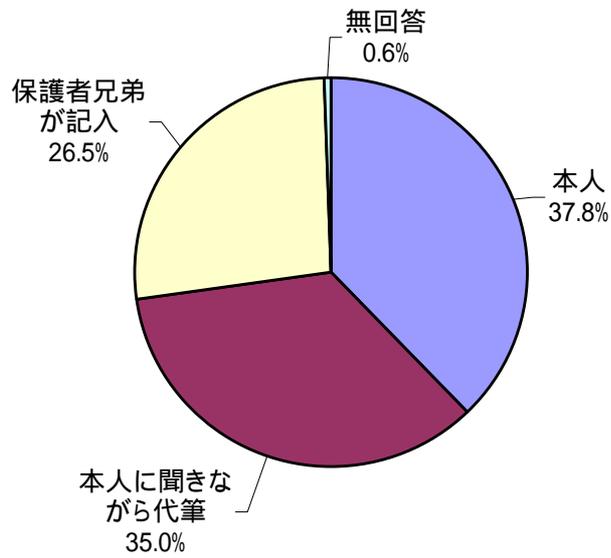
1-6 市町村



1 - 7 アンケートの記載について

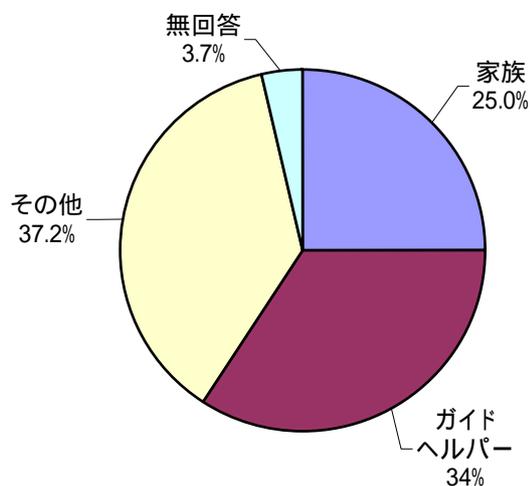
1 - 7 - 1 どなたが記入ですか

1-7-1 記入者



1 - 7 - 2 代筆の場合はどなたですか

1-7-2 代筆の場合の記入者



問2 外出について。

2 - 1 あなたの平成22年8月はどのくらい外出しましたか

8月という季節性から外出目的が影響されているように推察される。視覚障害者に関しては、外出の多い季節（団体活動、余暇活動）や、気候のよい4月、10月の調査も臨まれるところである。

(1) ガイドヘルパーと外出

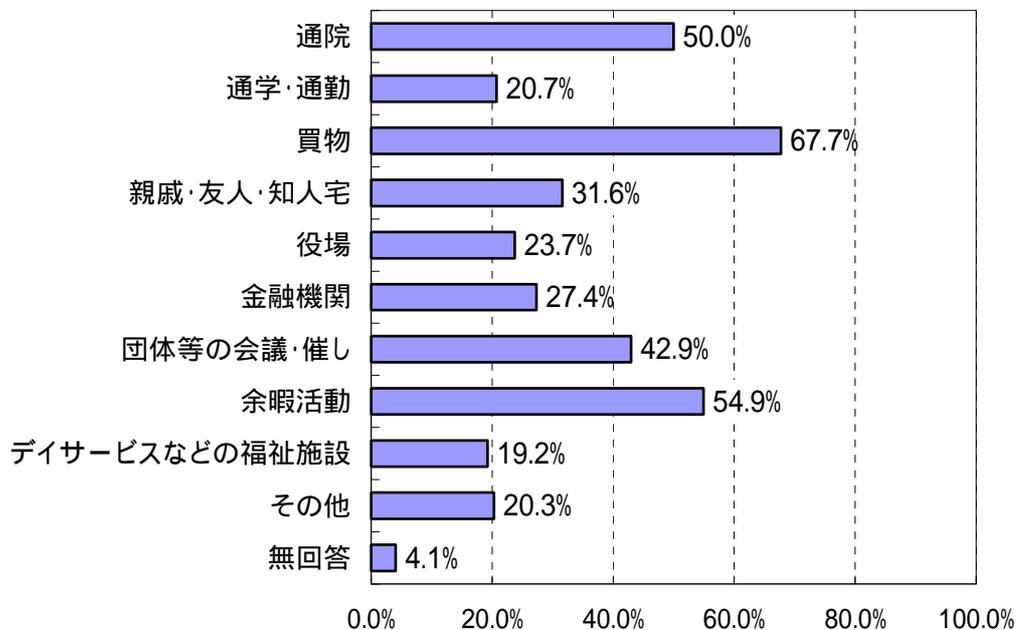
	回答数	比率
10時間未満	87	18.6%
10～20時間未満	53	11.3%
20～30時間未満	35	7.5%
30～40時間未満	24	5.1%
40～50時間未満	19	4.1%
50～60時間未満	7	1.5%
60～70時間未満	6	1.3%
70～80時間未満	9	1.9%
80～90時間未満	4	0.9%
90～100時間未満	1	0.2%
100～200時間未満	5	1.1%
200～300時間未満	0	0.0%
300時間以上	0	0.0%
無回答	218	46.6%
合計	468	100.0%

(2) 総時間数

	回答数	比率
10時間未満	31	6.6%
10～20時間未満	34	7.3%
20～30時間未満	35	7.5%
30～40時間未満	34	7.3%
40～50時間未満	29	6.2%
50～60時間未満	21	4.5%
60～70時間未満	16	3.4%
70～80時間未満	9	1.9%
80～90時間未満	16	3.4%
90～100時間未満	7	1.5%
100～200時間未満	69	14.7%
200～300時間未満	21	4.5%
300時間以上	8	1.7%
無回答	138	29.5%
合計	468	100.0%

2 - 2 平成22年8月の主な外出先・用件について

2 - 2 平成22年8月の主な外出先・用件について



< 障害別の状況 >

	n	合計	通院	通学・通勤	買物	親戚・友人・知人宅	役場		
全体	468	1697	234	97	317	148	111		
			50.0%	20.7%	67.7%	31.6%	23.7%		
視覚障害	248	1036	124	34	171	99	96		
			50.0%	13.7%	69.0%	39.9%	38.7%		
知的障害	142	420	54	49	95	33	3		
			38.0%	34.5%	66.9%	23.2%	2.1%		
精神障害	75	231	54	13	48	15	11		
			72.0%	17.3%	64.0%	20.0%	14.7%		
	n	合計	金融機関	団体等の会議・催し	余暇活動	デイサービスなどの福祉施設	その他	無回答	
全体	468	1697	128	201	257	90	95	19	
			27.4%	42.9%	54.9%	19.2%	20.3%	4.1%	
視覚障害	248	1036	99	171	152	26	54	10	
			39.9%	69.0%	61.3%	10.5%	21.8%	4.0%	
知的障害	142	420	6	24	85	39	28	4	
			4.2%	16.9%	59.9%	27.5%	19.7%	2.8%	
精神障害	75	231	22	6	19	25	13	5	
			29.3%	8.0%	25.3%	33.3%	17.3%	6.7%	

障害ごとに外出先を比較した場合、視覚障害者は公共機関等への外出が多いことが判る。8月という季節がら余暇活動が多いかと推測していたが、視覚障害者の場合は圧倒的に必要不可欠な外出が多い。

このことから視覚障害者は日常的に必要な不可欠な外出の為にガイドヘルパーを利用していると考えられる。

< その他具体的な意見 >

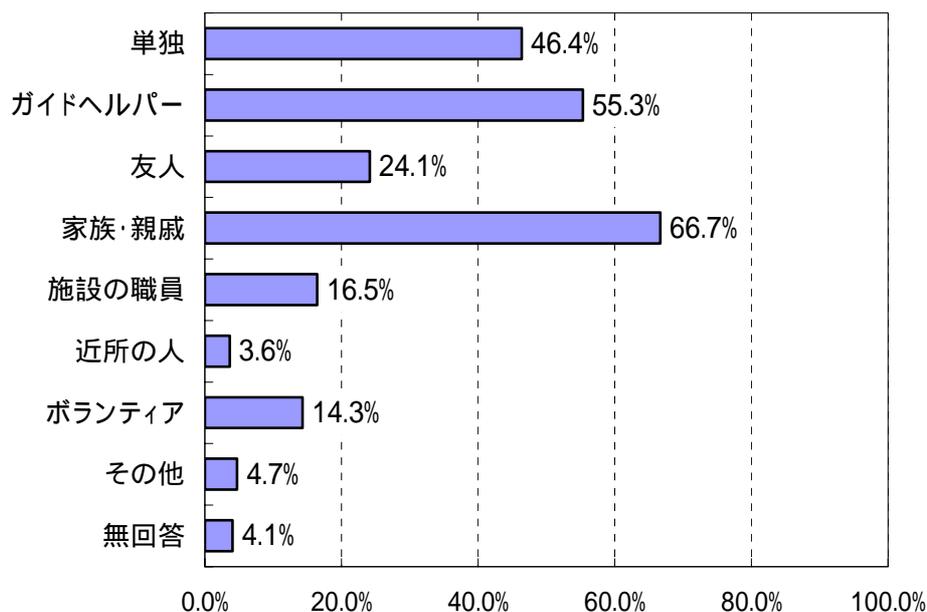
	回答数	比率
散歩・ウォーキング	11	11.6%
旅行	10	10.5%
作業所へ通所	7	7.4%
趣味(ボウリング・ドライブ・映画鑑賞・ゴルフの打ちっぱなし・川柳クラブ 社交ダンス 体カトレーニング・スイミングなど)	7	7.4%
田舎の実家(法事含む)	6	6.3%
地域活動・ボランティア	5	5.3%
図書館・美術館	4	4.2%
講習会・講演会・展示会等	4	4.2%
行事・イベントへの参加	4	4.2%
医療関係・お見舞い・面会	4	4.2%
クラブ・部会等の会合	3	3.2%
バックアップ施設での日中活動	3	3.2%
食事	2	2.1%
職場	2	2.1%

* その他具体的な意見では、主な意見を抜粋

問3 平成22年8月の外出は誰としましたか。

視覚障害者は高齢者が多いため、家族、ガイドヘルパーとの外出割合が多い。視覚障害を有する高齢者に対するアプローチが必要である。

3 平成22年8月の外出相手



< 障害別の状況 >

	n	合計	単独	ガイドヘルパー	友人	家族・親戚	施設の職員	近所の人	ボランティア	その他
全体	468	1103	217	259	113	312	77	17	67	22
		235.7%	46.4%	55.3%	24.1%	66.7%	16.5%	3.6%	14.3%	4.7%
視覚障害	248	692	136	191	87	166	16	17	59	13
		279.0%	54.8%	77.0%	35.1%	66.9%	6.5%	6.9%	23.8%	5.2%
知的障害	142	269	31	63	10	106	42	0	5	6
		189.4%	21.8%	44.4%	7.0%	74.6%	29.6%	0.0%	3.5%	4.2%
精神障害	75	139	49	5	15	39	19	0	3	3
		185.3%	65.3%	6.7%	20.0%	52.0%	25.3%	0.0%	4.0%	4.0%

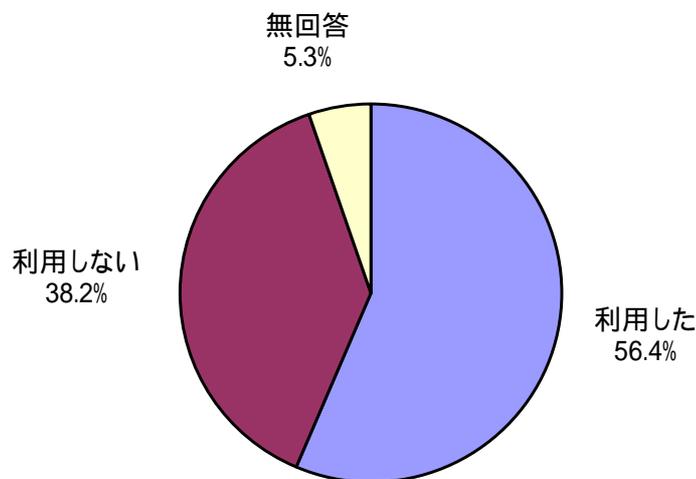
問4 ガイドヘルパーの利用に関して。

4-1 平成22年8月にガイドヘルパーは利用しましたか

ガイドヘルパーを利用しているが、利用時間が少なく、市町村により利用時間、外出先、早朝夜間等に制限がある。

さらに、派遣内容に制限があるのは、視覚障害者の真の社会参加を促進する制度になっていないものと思われる。

4-1 平成22年8月にガイドヘルパーの利用状況



< 障害別の状況 >

	n	合計	利用した	利用しない	無回答
全体	468	468	264	179	25
		100.0%	56.4%	38.2%	5.3%
視覚障害	248	248	193	47	8
		100.0%	77.8%	19.0%	3.2%
知的障害	142	142	63	73	6
		100.0%	44.4%	51.4%	4.2%
精神障害	75	75	8	56	11
		100.0%	10.7%	74.7%	14.7%

< 利用者の年齢別状況 >

	回答数	比率
10歳代	10	3.8%
20～30歳代	48	18.2%
40～50歳代	68	25.8%
60～64歳	57	21.6%
65歳以上	80	30.3%
無回答	1	0.4%
合計	264	100.0%

4 - 2 ガイドヘルパーの利用時間

一部の行政は移動範囲に制限を設けている。しかし他の自治体の要綱には明らかな締め付けは見られない。支給時間の十分な量、手続の簡便化、事業所における必要な体制の確保が必要であると推察される。

本来仕事の移動支援は労働で、通学等は教育分野ですべきところである。実際には手をつけていないのである。大きな問題は労働と福祉をどのようにリンクさせていくかである。

	回答数	比率
10時間未満	83	31.4%
10～20時間未満	57	21.6%
20～30時間未満	37	14.0%
30～40時間未満	29	11.0%
40～50時間未満	21	8.0%
50～60時間未満	6	2.3%
60～70時間未満	6	2.3%
70～80時間未満	9	3.4%
80～90時間未満	2	0.8%
90～100時間未満	1	0.4%
100～200時間未満	4	1.5%
200～300時間未満	0	0.0%
300時間以上	0	0.0%
無回答	9	3.4%
合計	264	-

< 障害別の状況 >

	n	合計	10時間未満	10～20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満
全体	264	233	140	37	29	21
		88.3%	53.0%	14.0%	11.0%	8.0%
視覚障害	193	164	80	30	27	21
		85.0%	41.5%	15.5%	14.0%	10.9%
知的障害	63	63	54	7	2	0
		100.0%	85.7%	11.1%	3.2%	0.0%
精神障害	8	6	6	0	0	0
		75.0%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%

* 回答数が10件以上の時間帯を抜粋

< 障害別・年齢別のガイドヘルパー利用状況 >

		n	合計	10時間未満	10～20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40～50時間未満
全体		264	227	83	57	37	29	21
			86.0%	31.4%	21.6%	14.0%	11.0%	8.0%
視覚障害	10歳代	1	1	1	0	0	0	0
			100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	20～30歳代	6	5	4	1	0	0	0
			83.3%	66.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%
	40～50歳代	54	45	13	11	9	7	5
		83.3%	24.1%	20.4%	16.7%	13.0%	9.3%	
60～64歳	52	46	17	6	9	7	7	
		88.5%	32.7%	11.5%	17.3%	13.5%	13.5%	
65歳以上	80	61	7	20	12	13	9	
		76.3%	8.8%	25.0%	15.0%	16.3%	11.3%	
知的障害	10歳代	9	9	5	2	2	0	0
			100.0%	55.6%	22.2%	22.2%	0.0%	0.0%
	20～30歳代	38	38	20	13	4	1	0
			100.0%	52.6%	34.2%	10.5%	2.6%	0.0%
	40～50歳代	11	11	7	2	1	1	0
		100.0%	63.6%	18.2%	9.1%	9.1%	0.0%	
60～64歳	4	4	3	1	0	0	0	
		100.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
65歳以上	0	0	0	0	0	0	0	
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
精神障害	10歳代	0	0	0	0	0	0	0
			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	20～30歳代	4	3	3	0	0	0	0
			75.0%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	40～50歳代	3	3	2	1	0	0	0
		100.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	
60～64歳	1	0	0	0	0	0	0	
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
65歳以上	0	0	0	0	0	0	0	
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

4 - 3 あなたの支給時間は何時間ですか

	回答数	比率
10時間未満	16	3.4%
10～20時間未満	47	10.0%
20～30時間未満	54	11.5%
30～40時間未満	43	9.2%
40～50時間未満	47	10.0%
50～60時間未満	38	8.1%
60～70時間未満	19	4.1%
70～80時間未満	11	2.4%
80～90時間未満	8	1.7%
90～100時間未満	1	0.2%
100～200時間未満	6	1.3%
200～300時間未満	2	0.4%
300時間以上	1	0.2%
無回答	175	37.4%
合計	468	100.0%

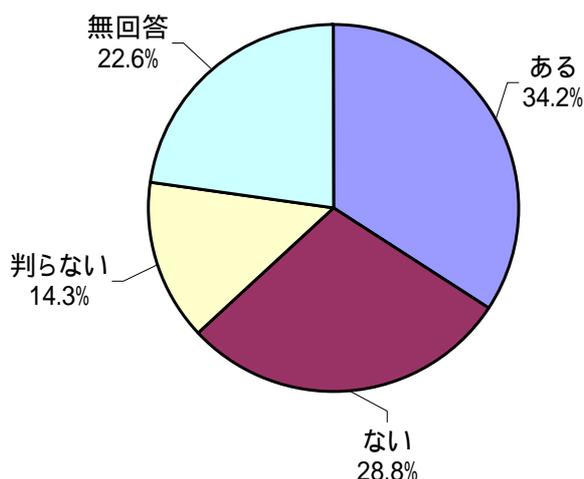
4 - 4 外出の利用時間に制限がありますか

視覚障害の外出の場合、制限があるとの回答が50%であることについては、視覚障害者はさまざまな状況の外出形態が多いため、制限がかかっているのではないかと考えられる。

これらの「制限がある」の回答は、視覚障害者の社会参加を制限しているものであると考えられる。

全ての市町村が制限を加えているわけでないため、こういった可・不可が地域間格差を広げる原因となっていると推測される。

4-4 外出の利用時間の制限

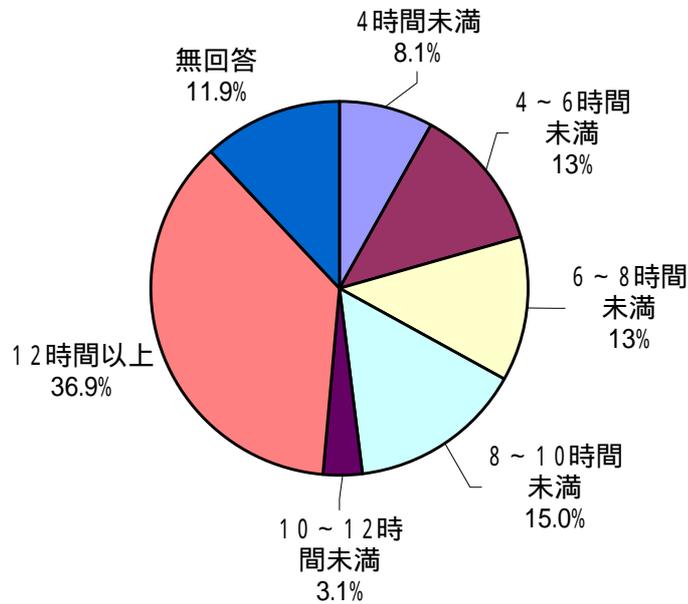


< 障害別の状況 >

	n	合計	ある	ない	判らない	無回答
全体	468	468	160	135	67	106
		100.0%	34.2%	28.8%	14.3%	22.6%
視覚障害	248	248	124	75	31	18
		100.0%	50.0%	30.2%	12.5%	7.3%
知的障害	142	142	35	39	24	44
		100.0%	24.6%	27.5%	16.9%	31.0%
精神障害	75	75	1	20	12	42
		100.0%	1.3%	26.7%	16.0%	56.0%

4 - 5 設けている場合、どれに該当しますか

4-5 設けている場合の制限時間枠

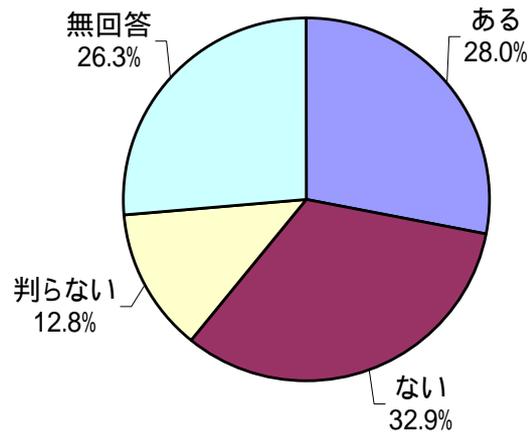


< 障害別の状況 >

	n	合計	4時間未満	4～6時間未満	6～8時間未満
全体	160	160	13	20	20
		100.0%	8.1%	12.5%	12.5%
視覚障害	124	124	2	11	17
		100.0%	1.6%	8.9%	13.7%
知的障害	35	35	11	8	3
		100.0%	31.4%	22.9%	8.6%
精神障害	1	1	0	1	0
		100.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	n	合計	8～10時間未満	10～12時間未満	12時間以上
全体	160	160	24	5	59
		100.0%	15.0%	3.1%	36.9%
視覚障害	124	124	22	5	50
		100.0%	17.7%	4.0%	40.3%
知的障害	35	35	2	0	9
		100.0%	5.7%	0.0%	25.7%
精神障害	1	1	0	0	0
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

4 - 6 行き先の制限はありますか

4-6 行き先の制限について

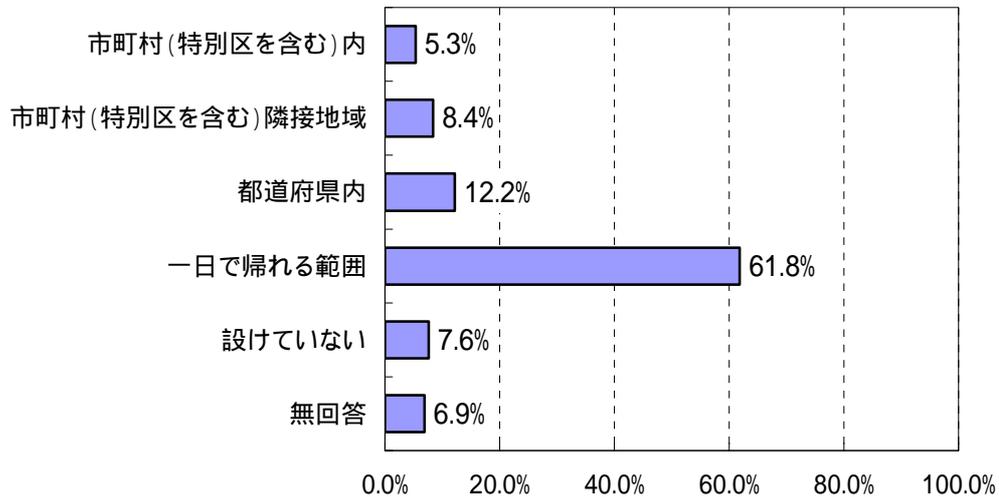


< 障害別の状況 >

	n	合計	ある	ない	判らない	無回答
全体	468	468	131	154	60	123
		100.0%	28.0%	32.9%	12.8%	26.3%
視覚障害	248	248	90	97	31	30
		100.0%	36.3%	39.1%	12.5%	12.1%
知的障害	142	142	36	37	24	45
		100.0%	25.4%	26.1%	16.9%	31.7%
精神障害	75	75	5	19	5	46
		100.0%	6.7%	25.3%	6.7%	61.3%

4 - 7 「ある」場合、外出先はどこまで認められていますか

4-7 「ある」場合の、認められる外出先



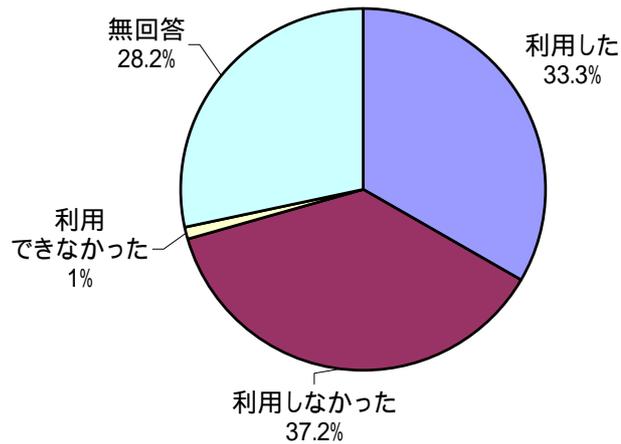
< 障害別の状況 >

	n	合計	市町村(特別区を含む)内	市町村(特別区を含む)隣接地域	都道府県内
全体	131	134	7	11	16
		102.3%	5.3%	8.4%	12.2%
視覚障害	90	93	6	6	13
		103.3%	6.7%	6.7%	14.4%
知的障害	36	36	1	5	3
		100.0%	2.8%	13.9%	8.3%
精神障害	5	5	0	0	0
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	n	合計	一日で帰れる範囲	設けていない	無回答
全体	131	134	81	10	9
		102.3%	61.8%	7.6%	6.9%
視覚障害	90	93	56	6	6
		103.3%	62.2%	6.7%	6.7%
知的障害	36	36	22	2	3
		100.0%	61.1%	5.6%	8.3%
精神障害	5	5	3	2	0
		100.0%	60.0%	40.0%	0.0%

4 - 8 利用時間帯について

4 - 8 - 1 今までに早朝の派遣（8時30分前）について利用しましたか

4-8-1 早朝の派遣（8時30分前）についての利用状況

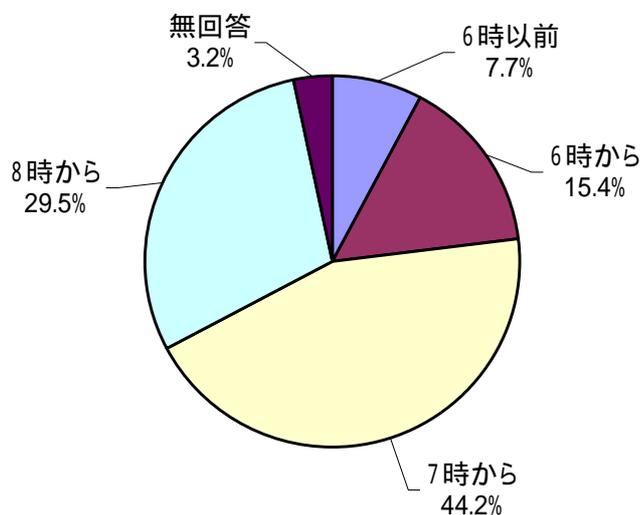


< 障害別の状況 >

	n	合計	利用した	利用しなかった	利用できなかった	無回答
全体	468	468	156	174	6	132
		100.0%	33.3%	37.2%	1.3%	28.2%
視覚障害	248	248	139	82	2	25
		100.0%	56.0%	33.1%	0.8%	10.1%
知的障害	142	142	17	74	2	49
		100.0%	12.0%	52.1%	1.4%	34.5%
精神障害	75	75	0	17	1	57
		100.0%	0.0%	22.7%	1.3%	76.0%

4 - 8 - 2 その時間帯はいつでしたか

4-8-2 その利用した時間帯

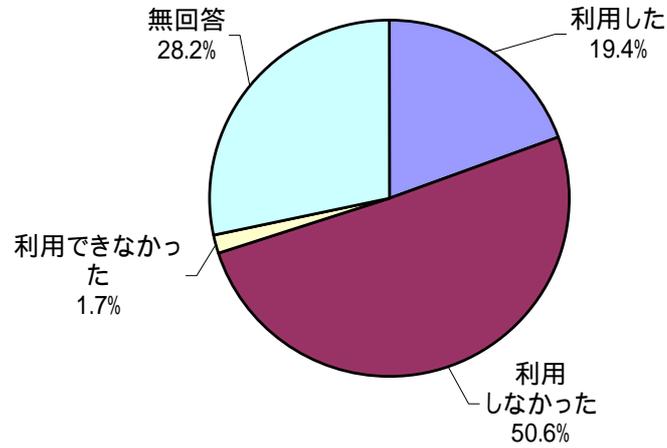


< 障害別の状況 >

	n	合計	6時以前	6時から	7時から	8時から	無回答
全体	156	156	12	24	69	46	5
		100.0%	7.7%	15.4%	44.2%	29.5%	3.2%
視覚障害	139	139	11	24	62	37	5
		100.0%	7.9%	17.3%	44.6%	26.6%	3.6%
知的障害	17	17	1	0	7	9	0
		100.0%	5.9%	0.0%	41.2%	52.9%	0.0%
精神障害	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

4 - 8 - 3 夜間の派遣（20時以降）について利用しましたか

4-8-3 夜の派遣（20時以降）についての利用状況

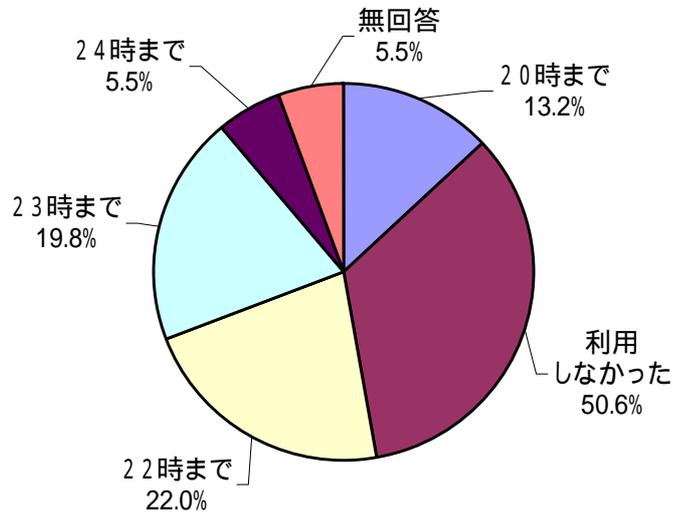


< 障害別の状況 >

	n	合計	利用した	利用しなかった	利用できなかった	無回答
全体	468	468	91	237	8	132
		100.0%	19.4%	50.6%	1.7%	28.2%
視覚障害	248	248	80	138	5	25
		100.0%	32.3%	55.6%	2.0%	10.1%
知的障害	142	142	11	81	1	49
		100.0%	7.7%	57.0%	0.7%	34.5%
精神障害	75	75	0	16	2	57
		100.0%	0.0%	21.3%	2.7%	76.0%

4 - 8 - 4 その時間はいつまででしたか

4-8-4 その利用した時間帯

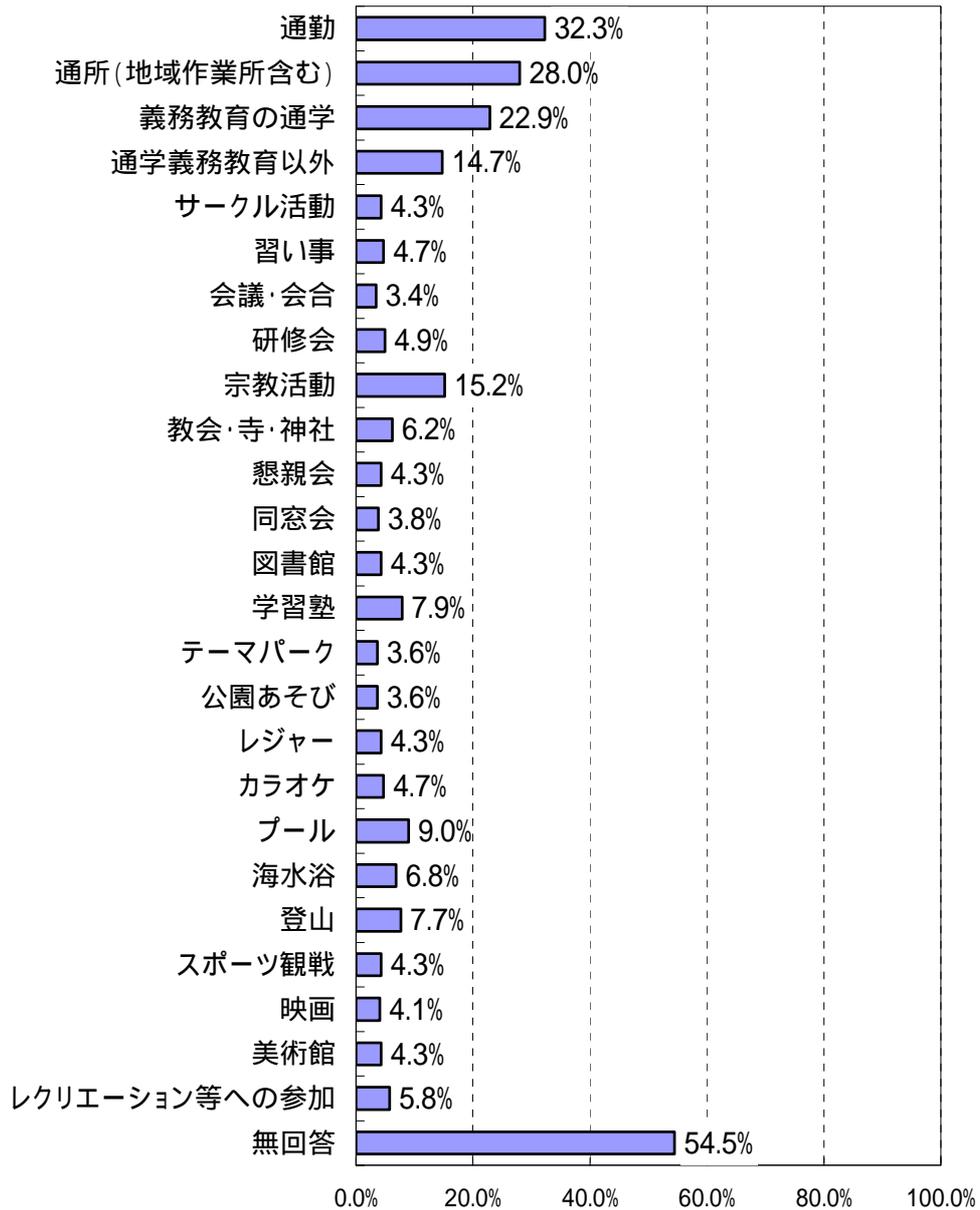


< 障害別の状況 >

	n	合計	20時まで	21時まで	22時まで
全体	91	91	12	31	20
		100.0%	13.2%	34.1%	22.0%
視覚障害	80	80	8	26	19
		100.0%	10.0%	32.5%	23.8%
知的障害	11	11	4	5	1
		100.0%	36.4%	45.5%	9.1%
精神障害	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	n	合計	23時まで	24時まで	無回答
全体	91	91	18	5	5
		100.0%	19.8%	5.5%	5.5%
視覚障害	80	80	17	5	5
		100.0%	21.3%	6.3%	6.3%
知的障害	11	11	1	0	0
		100.0%	9.1%	0.0%	0.0%
精神障害	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	100.0%	0.0%

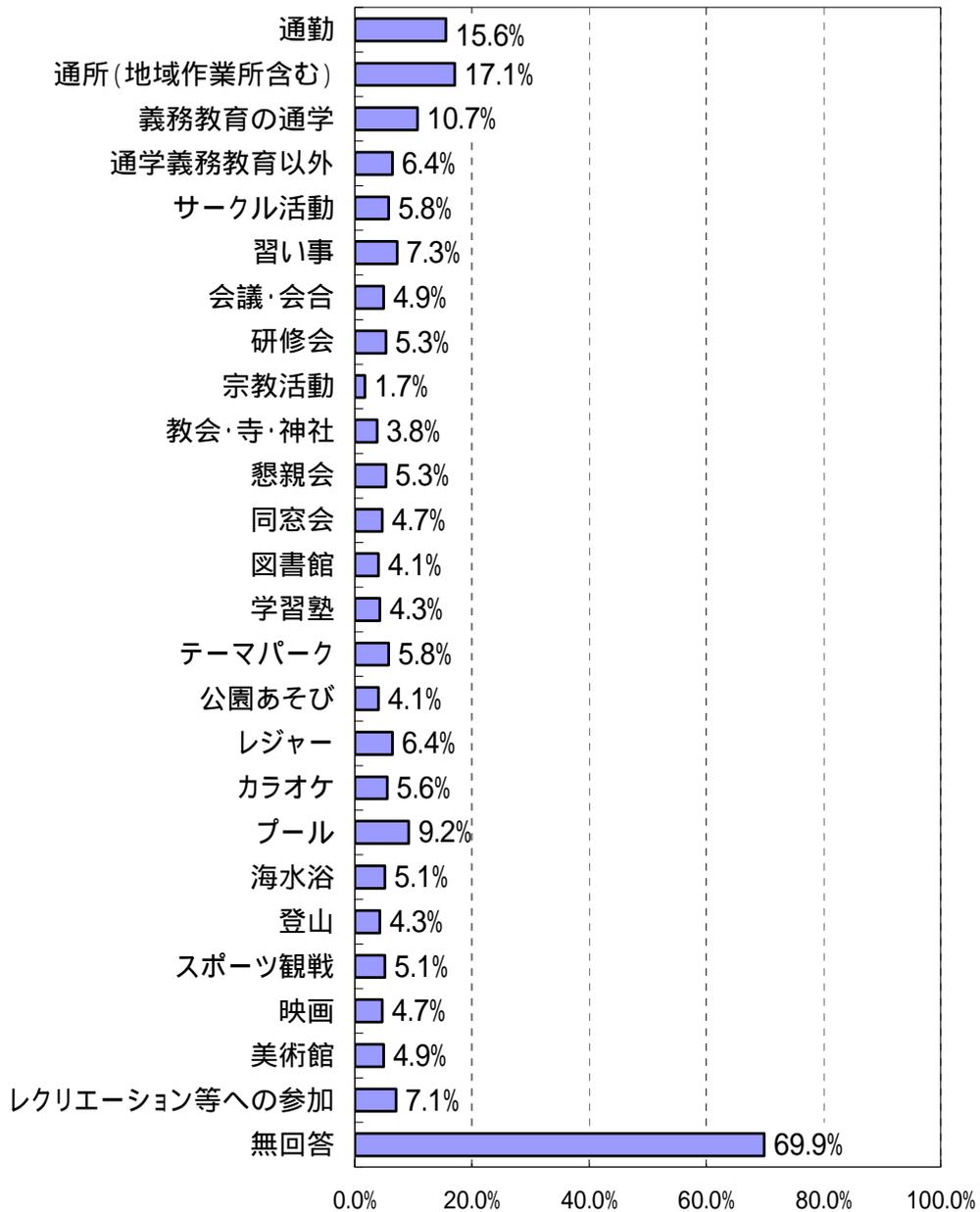
4 - 8 - 5 派遣の内容で認められていないもの

4-8-5 派遣の内容で認められていないもの



4 - 8 - 6 派遣を認めてほしいもの

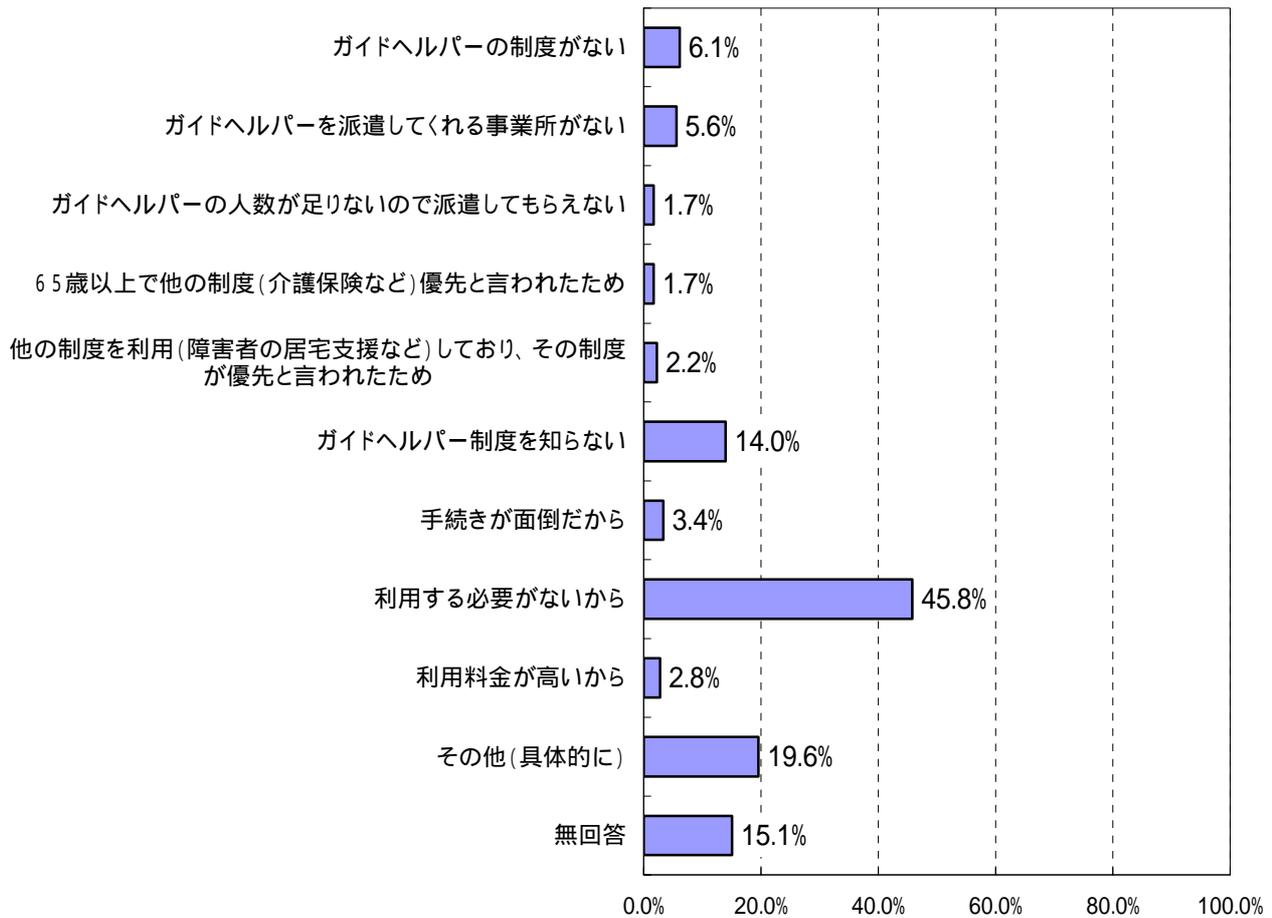
4-8-6 派遣を認めてほしいもの



問5 平成22年8月にガイドヘルパーを利用していない方に伺います。

地域生活支援事業の必須事業に移動支援は指定されている、事業所がない地域においては行政が責務を果たすべきである。

5 平成22年8月にガイドヘルパーを利用していない人



問6 利用料金。

6 - 1 平成22年8月分の利用料金はどのくらいでしたか

地元障害団体指導者の考え方と運動力、私鉄等交通機関の発達が影響しているものと推察される。

所得の算定が個人になったために所得の低い障害者の自己負担は軽減されている。納税者の段階的改善が行動の自由を保障するものと考えられる。

通勤、営業、三療の往診については一部負担でも実施すべきである。

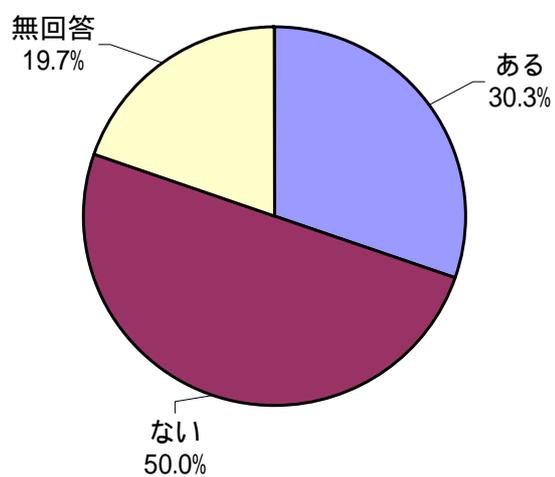
	回答数	比率
500円未満	15	3.2%
500～1000円未満	8	1.7%
1000～2000円未満	30	6.4%
2000～3000円未満	15	3.2%
3000～4000円未満	10	2.1%
4000～5000円未満	7	1.5%
5000～6000円未満	7	1.5%
6000～7000円未満	7	1.5%
7000～8000円未満	9	1.9%
8000～9000円未満	2	0.4%
9000～10000円未満	3	0.6%
10000円以上	13	2.8%
無回答	342	73.1%
合計	468	100.0%

問7 その他の制度について。

7 - 1 移動支援制度の他に、あなたの外出を支援している団体・組織はありますか

現制度でできないことを埋めてくれる移動支援サービスは貴重であり何らかの公的助成を実施することで育成を図るべきである。

7-1 移動支援制度の他に外出支援している団体・組織の有無



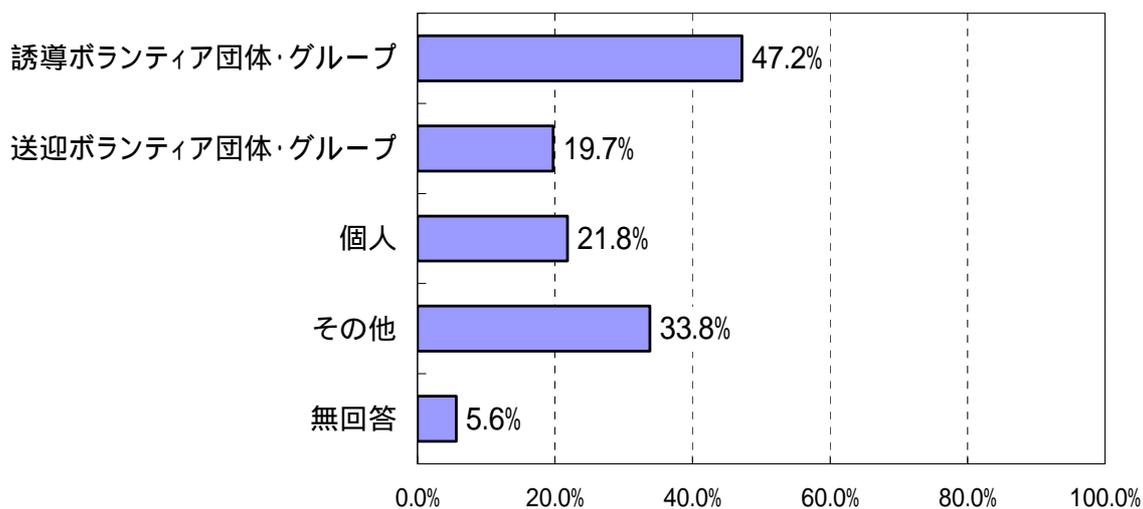
7 - 2 その団体、組織はなんですか

市町村が把握している支援団体のパーセンテージと当事者が利用しているパーセンテージのギャップについては市町村が障害者の支援をしている団体の把握ができていないためであると考えられる。

フォーマルなサービスとインフォーマルなサービスとのよりよい調和を図ることで、障害者の外出がより有効な物となることを期待している。

反面インフォーマルなサービスがフォーマルで行われているサービスまで行ってしまうと制度が利用されなくなり問題が生じる危険性を含んでいることを支援する団体は考える必要がある。

7-2 その団体、組織は



まとめ

調査に関する報告は以上であるが、これを分析し、地域格差を解消していくために何をすべきかについては、それぞれの自治体に任せたいと考える。

今までの調査は視覚障害者を主体として行ってきたが、今回は知的障害者、精神障害者の移動支援についても調査したため貴重なデータが収集されたと考えている。

残念なのは全身性障害者に対して調査が出来なかったことであり、これらの障害も含めるともっとさまざまな分析が出来るのではないかと考えている。

この調査で明らかとなった問題点をあげると、自治体の要綱による格差は目立ってこない。また、障害者全体への調査でも地域的な格差が大きいとは言えない。今回は自治体と視覚障害者、知的障害者、精神障害者への調査を実施した結果「地域間格差」に関して目立った点はみられなかった。このことから中間に立っている「事業所」の存在が地域間格差を生み出しているのではないかと考えている。

今回の調査から、模範的な要綱をはじめとする各種の書類を整備し、特に運営要綱について、視覚障害者をはじめとする各種障害者のニーズに応えられるようなものを作成し、障害者の外出及び社会参加を保障して行くことが重要であると考えている。

今年10月から実施される「同行援護」に関しても制度上いろいろな場面での外出が保障され、移動支援との併用が可能になったとしても「事業所」が視覚障害者をはじめとする各種障害者のニーズにこたえられるかどうかは課題となると言える。また、ガイドヘルパーの資格についても、その資格要件を明確にし、資格制度を確立することこそが安全かつ快適な移動や情報提供がなされるものと期待している。

ここで提案した内容は十分にそうした要請にこたえうるものであり、視覚障害者と自治体の中間に立つ事業所の尽力を期待するものである

資料

障害者移動支援事業実施要綱（案）

平成 年 月 日
告示 号

(趣旨)

第1条 本要綱は、障害者移動支援事業の実施について、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第3号の定めによるもののほか、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本事業は、屋外での移動に困難がある障害児者に対し、外出支援を行うことにより地域で自立した日常生活及び社会参加を促進し、もって障害者福祉の増進を図ることを目的とする。

(サービスの類型)

第3条 本事業のサービスの類型は、移動の目的により次の各号のとおりとする。

(1) 日常生活上必要不可欠な外出

(2) 余暇活動等社会参加の外出

ア 個別支援型

利用者1名に対しヘルパーが1名以上付き添う支援体制

イ グループ支援型

複数の利用者に対しヘルパーが1名以上付き添い同時支援する支援体制

(対象者)

第4条 本事業の対象者は、本市(区町村)が援護する次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者で、屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者及び全身性障害者(肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級に該当する者)であって、両上肢及び両下肢の機能の障害を有する者

(2) 「療育手帳制度について(昭和48年厚生省発児第156号)」に基づき、各都道府県が定める療育手帳制度に関する実施要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者若しくは児童福祉法第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所において、知的障害と判定を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者若しくは精神障害を事由とする年金等を受給している者又は自立支援医療(精神通院公費)の支給を受けている者

(サービスの適用範囲)

第5条 本事業の利用に際し、日常必要不可欠な外出の適用範囲は、別表1に定めるものとする。

2 本事業の利用に際し、次の各号のいずれかの利用目的に該当する場合は、サービスの対象にならないものとする。

(1) 介護給付事業と重複する内容の移動

(2) 通勤(就労継続支援A型を含む)・営業活動に伴う移動

- (3) ギャンブル・飲酒等を伴う社会通念上適当でない移動
- (4) 宗教・政治的活動などの特定の利益を目的とする団体活動に伴う移動
- (5) 1日の範囲内で用務を終えられない移動（宿泊等）
- (6) その他市（区町村）長が特にこの事業の内容として適切でない判断する移動

(申請)

第4条 本事業を利用しようとする障害者又は障害児の保護者は、市（区町村）地域生活支援事業支給申請書を市（区町村）長に提出しなければならない。

(支給決定)

第5条 市（区町村）長は、前条の申請書の規定による申請書を受理した時は、その内容を審査し、決定の可否について、市地域生活支援事業決定（却下）通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市（区町村）長は、前項の規定による支給の決定(以下「支給決定」という。)の内容について、当該利用の決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)に対し当該決定内容を記載した受給者証を交付するものとする。

3 支給決定の効力は、支給決定の有効期間内に限り、その効力を有する。

(支給決定の変更)

第6条 支給決定者は、現に支給決定を受けているサービスの種類及び支給量に関する事項を変更する必要があるときは、市（区町村）長に対し変更の申請をするものとする。

2 市（区町村）長は、前項の変更の申請書を受理したときは、内容を審査し、変更の可否について、市（区町村）地域生活支援事業変更決定（却下）通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

3 市（区町村）長は、前項の規定による変更の決定(以下「変更決定」という。)の内容について、当該利用の変更決定を受けた者に対し当該変更決定内容を記載した受給者証を交付するものとする。

(支給決定の取り消し)

第7条 市（区町村）長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の規定による支給決定を取り消すことができる。

- (1) 支給決定者が手帳の返還等により当該事業を受ける必要がなくなったと認められるとき。
- (2) 申請内容に虚偽があると判明したとき。
- (3) その他市（区町村）長が適当でない認めるとき。

2 市（区町村）長は、前項の規定による取り消しを行うときは、支給決定障害者に対し、市（区町村）地域生活支援事業支給決定取り消し通知書により通知するものとする。

(事業費)

第8条 本事業費における市（区町村）が負担する額は、別表2及び別表3に定める額の100分の90とする。

(事業所の指定)

第9条 事業者の指定は、当該サービス事業を行う者の申請により行う。

- 2 市(区町村)長は第一項の申請があった場合は、法36条第三項の規定を準用し、指定を行う。
この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市(区町村)長」と読み替えるものとする。

(事業の人員に関する基準)

第10条 指定居宅介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、他の法令等の定めによるほか、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、指定移動支援の従業者である必要はないものである。

- 2 事業者は、次の各号のいずれかの資格を持つ常勤の従業者から専従のサービス提供責任者を1名以上配置しなければならない。ただし、サービス提供責任者の業務上支障がない場合は、当該事業所の管理者又はサービス提供者等、その他の職務を兼ねることができるものとする。

(1) 介護福祉士

(2) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修を修了した者

(3) 居宅介護従業者養成研修((1)の で別に通知するところによる居宅介護の提供に当たる従業者に係る養成研修をいう。以下同じ。)の1級課程(「障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業の実施について」(平成13年6月20日障発第263号当職通知。以下「旧通知」という。)の1級課程を含む。以下同じ。)を修了した者

(4) ウの居宅介護従業者養成研修の2級課程(旧通知の2級課程を含む。以下同じ。)を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者

なお、介護保険法上の指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するものについても、アからエまでと同様に取り扱って差し支えないものとする。

- 3 本事業は、別表3に定めるいずれかの資格を持つサービス提供者を常勤換算で2.5人以上置くものとする。

(事業の設備及び運営に関する基準)

第11条 本事業の設備及び運営に関する基準は、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)」(以下、「基準」という。)に規定する居宅介護事業の基準を準用するものとする。

- 2 ただし、第3条(2)のイについては、基準第11条を適用しないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、市(区町村)長が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

別表 1

日常生活上必要不可欠な外出の適用範囲

類型	適用範囲
日常生活上必要不可欠な外出	突発的な官公庁及び金融機関への手続
	突発的な通院
	不動産・住宅（マンション・一戸建て）の賃貸・売買契約に係る手続
	生活必需品の買物
	理髪整容
	冠婚葬祭
	運動療法 その他市（区町村）長が認めたもの

別表2 個別支援単価表

基本報酬

算定時間	報酬単価
30分	円
1時間	円
1時間30分	円
2時間	円
2時間30分	円
3時間	円
3時間30分	円
4時間	円
4時間30分	円
5時間	円
5時間30分	円
6時間	円
6時間30分	円
7時間	円
7時間30分	円
8時間	円
8時間30分	円
9時間	円
9時間30分	円
10時間	円
10時間30分	円
11時間	円
11時間30分	円
12時間以降	円

加算報酬

加算名	報酬単価
早朝夜間加算（6時～8時、18時～22時）	+ 25 / 100
深夜加算（22時～6時）	+ 50 / 100

算定時間は30分を1単位とする

サービス提供が6時～8時又は18時～22時の間に提供された場合は、「早朝夜間加算」を算定する

サービス提供が22時～6時の間に提供された場合は、「深夜加算」を算定する

別表3 グループ支援単価表

基本報酬

算定時間	報酬単価		
	1:2	1:3	1:4
30分	円	円	円
1時間	円	円	円
1時間30分	円	円	円
2時間	円	円	円
2時間30分	円	円	円
3時間	円	円	円
3時間30分	円	円	円
4時間	円	円	円
4時間30分	円	円	円
5時間	円	円	円
5時間30分	円	円	円
6時間	円	円	円
6時間30分	円	円	円
7時間	円	円	円
7時間30分	円	円	円
8時間	円	円	円
8時間30分	円	円	円
9時間	円	円	円
9時間30分	円	円	円
10時間	円	円	円
10時間30分	円	円	円
11時間	円	円	円
11時間30分	円	円	円
12時間以降	円	円	円

加算報酬

加算名	報酬単価
早朝夜間加算（6時～8時、18時～22時）	+ 25 / 100
深夜加算（22時～6時）	+ 50 / 100

算定時間は30分を1単位とする

サービス提供が6時～8時又は18時～22時の間に提供された場合は、「早朝夜間加算」を算定する

サービス提供が22時～6時の間に提供された場合は、「深夜加算」を算定する

別表4 資格一覧（サービス提供者）

対象者	資格
視覚障害者	(1) 視覚障害者移動介護従事者養成研修修了者
	(2) 視覚障害者外出介護従事者養成研修修了者
	(3) (1) (2) に準ずる研修の修了者
全身性障害者	(1) 重度訪問介護従業者養成研修修了者
	(2) 日常生活支援従業者養成研修修了者
	(3) 全身性障害者移動介護従事者養成研修修了者
	(4) 全身性障害者外出介護従事者養成研修修了者
	(5) (3) (4) に準ずる研修の修了者
知的又は精神障害者	(1) 行動援護従事者養成研修修了者
	(2) 介護職員基礎研修修了者
	(3) 介護福祉士
	(4) 居宅介護従業者養成研修1～3級課程修了者
	(5) 知的障害者移動介護従事者養成研修修了者
	(6) 知的障害者外出介護従事者養成研修修了者
	(7) (5) (6) に準ずる研修の修了者

特定非営利活動法人 市 協議会
地域生活支援事業（移動支援）運営規程

特定非営利活動法人 市 協議会は、地域生活支援事業（移動支援）運営規程を以下のとおり定める。

（事業の目的）

第1条 本事業は、特定非営利活動法人 市 協議会（以下「事業所」という。）において実施する地域生活支援事業の移動支援（以下「移動支援」という。）の正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、移動支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な移動支援の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものとする。

2 移動支援の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な移動支援の提供ができるよう努めるものとする。

3 移動支援の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の地域生活支援事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第3条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 特定非営利活動法人 市 協議会

（2）所在地 県 市 1丁目1番1号

（サービス従事者の職種、サービス従事者数及び職務の内容）

第5条 事業所におけるサービス従事者の職種、サービス従事者数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名 (常勤職員。サービス提供責任者、移動支援従事者兼務)
管理者は、サービス従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている移動支援の実施に関し、事業所のサービス従事者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 名 (常勤職員、移動支援従事者兼務)
サービス提供責任者は、移動支援計画を作成し、利用者にその内容を説明するほか、事業所に対する移動支援の利用の申込みに係る調整、サービス従事者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 移動支援従事者 名 (常勤職員 人、非常勤職員 人) うち、身体障害者の移動支援に従事する者 名
移動支援従事者は、移動支援計画に基づき移動支援の提供に当たる。

(4) 事務職員 名 (非常勤職員 名) (移動支援従事者兼務) 必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。

(2) 営業時間 午前 10 時から午後 6 時までとする。

(3) サービス提供日 年中無休。

(4) サービス提供時間 24 時間。

(5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(移動支援を提供する主たる対象者)

第 7 条 事業所において移動支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者 (18 歳未満の者を除く)

(移動支援の内容)

第 8 条 事業所で行う移動支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 移動支援計画の作成

(2) 移動の支援 (身体介護を伴うもの。)

(3) 移動の支援 (身体介護を伴わないもの。)

(4) 前項に附帯するその他必要な相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

第 9 条 市町村から指定された移動支援を提供した際には、支給決定障害者から当該指定移動支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を支給決定障害者から徴収するものとする。

3 第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得るものとする。

4 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業者は、支給決定障害者の依頼を受けて、支給決定をした市町村の移動支援に係る諸規程に従い利用者負担額等合計額を算定し、当該市町村及び支給決定障害者に報告するものとする。(依頼に応じて点字を用意する。)

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、市の全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 現に移動支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第13条 提供した移動支援に関する利用者並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定移動支援に関し、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは指定移動介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者並びにその家族からの苦情に関して市町村、又は大阪府知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、サービス従事者の資質の向上のために研修の機会を設けるものとし、また、

業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

2 サービス従事者はその業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するものとする。

3 サービス従事者であった者に、業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するため、サービス従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、サービス従事者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の地域生活支援事業（移動支援）事業者等に対して利用者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により支給決定障害者等の同意を得るものとする。

5 事業所は、サービス従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、利用者に対する移動支援の提供に関する諸記録を整備し、当該移動支援を提供した日から5年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は本法人の理事会と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。

2 「特定非営利活動法人 市 協議会 障害者自立支援法に基づく居宅介護等運営規程」(平成18年4月1日施行)は平成18年9月30日をもって廃止する。

「移動支援サービス」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

当事業所では、利用者に対して地域生活支援事業の移動支援サービスを提供します。当サービスの利用は、原則として市町村地域生活支援事業の移動支援の利用決定を受けた方が対象となります。

目次

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域
4. 受付時間
5. サービス従事者の体制
6. 当事業所が提供するサービスと利用者負担額
7. サービスの利用に関する留意事項
8. サービス実施の記録について
9. 秘密の保持と個人情報の保護について
10. 虐待の防止について
11. 事故発生時および緊急時の対応方法について
12. 損害賠償保険への加入
13. 苦情等の受付について

特定非営利活動法人

× ×

当事業所は以下の市町村から指定を受けています。

市指定事業者番号 1000000000
市指定事業者番号 20000000000000
市指定事業者番号 3000000000
市指定事業者番号 400000000

1. 事業者 名称 特定非営利活動法人 × ×
法人所在地 県 市 1丁目1番1号
連絡先 072 - 000 - 0000 F A X 072 - 000 - 000
代表者氏名 理事長
設立年月 年 月 法人設立 年 月

2. 事業所の概要

事業所の種類

市指定地域生活支援（移動支援）事業所・平成 年 月 日
市指定地域生活支援事業所・平成 年 月 日
指定地域生活支援事業給付費受領委任払取扱事業所・平成 年 月 日
市指定地域生活支援（移動支援）事業所・平成 年 月 日

事業の目的

当事業所は、障害者市民の自立生活及び自立生活を目指しての活動をあらゆる面で支援し、障害者市民が地域社会で日常生活を営むことを目的とします。

事業所の名称

特定非営利活動法人 × ×

事業所の所在地

県 市 1丁目1番1号
電話番号 072 - 000 0000 F A X 072 - 000 - 0000

管理者氏名

箕面 太郎（サービス提供責任者兼任）

事業所の運営方針について

1. 事業所が実施する事業は、移動支援計画に基づき利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に移動中の支援を行います。

2. 事業にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の地域生活支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
3. 事業にあたっては、利用者の必要な時に必要な指定移動支援サービスの提供ができるよう努めます。
4. 当事業所が移動支援従事者派遣を行う場合、利用者の自尊心・羞恥心を尊重し、また利用者、ヘルパー双方の人権を守るため、身体介護を伴う場合同性介護を原則とします。ただし、異性のヘルパーを派遣せざるを得ない事情が生じた場合は、利用者に支援の内容を確認し、その都度、事業所内で協議して判断することとします。

開設年月

年 月 日

事業所が行っている他の業務

指定相談支援事業 平成 年 月 日指定 大阪府 2000000000

3. 事業実施地域 市全域

4. 受付時間

当事業所受付日 月曜日～土曜日（ただし、国民の休日、12月29日から1月3日までを除く）

受付時間 午前10時～午後6時

上記の受付日、受付時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とす

5. 外出先

1. 外出先は利用者の希望する範囲とする。
2. 一日の連続による外出。

6. サービス提供時間

サービス提供時間は原則として8時30分から17時30分、それ以外は応相談とする。

7. サービス従事者体制

主なサービス従事者の配置状況

サービス従事者の配置については、指定基準を遵守しています。

職種 管理者 常勤 1名 合計 1名

職種 サービス提供責任者 常勤 名 合計 名

職種 居宅介護従事者(ホームヘルパー)常勤 名 非常勤 名 常勤換算 . 名

合計 名

居宅介護従事者（ホームヘルパー）内訳

1. 介護福祉士	常勤	0名	非常勤	名	合計	名
2. 訪問介護養成研修1級（ヘルパー1級）課程修了者	常勤	名	非常勤	名	合計	名
3. 訪問介護養成研修2級（ヘルパー2級）課程修了者	常勤	名	非常勤	名	合計	名
4. 訪問介護養成研修3級（ヘルパー3級）課程修了者	常勤	名	非常勤	名	合計	名

移動支援従事者（ガイドヘルパー）常勤 名 非常勤 名 合計 名

移動支援従事者（ガイドヘルパー）内訳

全身性障害者外出介護研修修了者 常勤 名 非常勤 名 合計 名

視覚障害者外出介護研修修了者 常勤 名 非常勤 名 合計 名

当事業所では、利用者に対して指定移動支援を提供するサービス従事者として、上記の職種のサービス従事者を配置しています。

常勤換算：サービス従事者それぞれの週あたりの勤務延長時間数の総数を当事業所における常勤のサービス従事者の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務のサービス従事者が5名いる場合、常勤換算では1名（8時間×5名÷40時間＝1名（めい））となります。

8. 当事業所が提供するサービスと利用者負担額

1. 「移動支援計画」とサービス内容（契約書第3条・第4条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から「移動支援計画」を定めて、サービスを提供します。「移動支援計画」は、利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「移動支援計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、写しを利用者に交付します。また、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

サービス内容

官公庁や銀行等の公共機関への用務など社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の支援を行います。

上記のサービスには、単なる通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出、通年かつ長期にわたる外出、施設入所者の施設からの単なる外出及び社会通念上適当でない外出は含まれません。1日の範囲内で用務を終えるものを基本とします。

一日の連続による外出については相談に応じます。

白杖の携行について

折りたたみ式の杖はのばして携行してください。

2. 利用者負担額（契約書第5条参照）

上記サービスの利用に対しては、補助基準額の1割が移動支援の利用者負担額となります。

2人の移動支援従事者（以下「ガイドヘルパー」という。）により訪問を行った場合

1人のガイドヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人のガイドヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

3. サービス利用にかかる実費負担額（契約書第5条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、移動支援の補助金対象ではありませんので、実費をいただきます。

- 1 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ガイドヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。（原則、当事業所を帰着点として算定したものを最大とします）
- 2 市内にお住まいの方でサービスの開始や終了が市外の場合、また、市内であっても開始や終了の場所が急な変更等で本来の計画とは異なり、ガイドヘルパーに公共交通機関などの交通費が必要となった場合、その実費をいただきます。（サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。）（原則、当事業所を帰着点として算定したものを最大とします。）
- 3 移動中の支援においてガイドヘルパーに公共交通機関などの交通費のほか、入場料などが必要となる場合、その実費をいただきます。（サービスご利用時にそのつどご負担いただきます。）
- 4 食費について基本的には移動従事者、利用者が個々に負担します。ただし、食事をするのが目的の場合は、500円から1000円を目処として各自負担します。

利用者負担に関する月額上限について

1か月あたりのサービス利用にかかる月額上限負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

区分 生活保護世帯 1か月あたりの負担上限額 0円

区分 市町村民税非課税世帯 1か月あたりの負担上限額 0円

区分 市町村民税課税世帯 1か月あたりの負担上限額 4,000円

4. 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第5条参照）

1. 前記(2)の料金・費用は1か月ごとに計算し、翌々月10日までにご請求しますので、翌々月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。（1か月に満たない期間のサービスに

関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

ア. 現金支払い(原則、事業所へお越しいただきます)

イ. 下記指定口座への振り込み

銀行 支店 普通預金 100000

特定非営利活動法人 ××

代表 箕面 太郎

1. 金融機関口座からの自動引き落とし
2. 利用者に支払能力があるにもかかわらず利用者負担額及び実費負担額の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらず故意に支払わない場合は、契約を解除させていただきます。

5. 利用の中止、変更、追加(契約書第6条参照)

1. 利用予定日の前に、利用者の都合により、移動支援計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日(前日が休業日の場合は最も近い営業日)の受付時間(午前10時から午後6時)内に事業所に申し出てください。
2. サービス開始前までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良や災害、天候等やむをえない場合はキャンセル料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合 無料

利用予定日の前日までに申し出のなかった場合 利用予定時間のヘルパー給料の半額

3. 市町村が決定した「利用量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
4. サービス利用の変更・追加は、ガイドヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するなど必要な調整をいたします。
6. 当事業所が提供するサービスと利用者負担額(2)利用者負担額、(3)サービス利用にかかる実費負担額については、今後、制度の改訂が見込まれます。変更等がありましたら、その都度、利用者に新たな内容を記載した文書を通知、説明し、その内容に準じて実施します。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供責任者について

1. サービス提供時に、担当のサービス提供責任者を決定します。ただし、実際のサービス

提供にあたっては、複数のガイドヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のサービス提供責任者や訪問するガイドヘルパーが交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

2. ガイドヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、サービス提供責任者にご遠慮なく相談ください。

(2) サービス提供について

サービスは、「移動支援計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令は事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の移動時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。

(3) サービス内容の変更

移動開始時に、利用者の体調等の理由で移動支援計画で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得てサービス時間を変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 地域生活支援事業利用決定通知書兼利用者負担上限月額決定通知書の確認（契約書第3条参照）

「住所」及び「利用者負担額」、「契約利用量」など地域生活支援事業利用決定通知書兼利用者負担上限月額決定通知書（以下、「利用決定通知書」という。）の記載内容に変更があった場合は速やかにサービス提供責任者にお知らせください。また、サービス提供責任者が「利用決定通知書」の確認(かくにん)をさせていただく場合(ばあい)には、ご提示(ていじ)くださいますようお願いいたします。

(5) ガイドヘルパーの禁止行為

サービス従事者は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

1. サービス提供責任者の行う具体的な指示に基づかないご契約者の家族等に対するサービスの提供
2. 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
3. サービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密についての正当な理由がある場合を除いた第三者への開示
4. その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為
8. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、移動支援計画及びサービス提供ごとの記録はサービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について(契約書第8条参照)

当事業所では、関係法令及び「特定非営利活動法人 ×× 地域生活支援事業(移動支援)運営規程」に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要なコピーなどの諸費用は、利用者の負担となります。)

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 当事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとしします。
- (2) 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとしします。
- (3) 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容としします。
- (4) 当事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとしします。

10. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めます。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用実施
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための実施

11. 事故発生時および緊急時の対応方法について

- (1) 移動支援サービスの提供中に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとしします。
- (2) 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ず

るものとしします。

- (3) 移動支援サービス等の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとしします。
- (4) 移動支援サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとしします。

1 2 . 損害賠償保険への加入 (契約書第 9 条参照)

当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 保険株式会社

1 . 保険名 賠償責任保険

補償の概要 対人賠償(ホームヘルパーの不注意で業務中に利用者及び第三者を死傷させた場合) 1 事故 2 億円

対物賠償(ホームヘルパーの不注意で業務中に利用者及び第三者の財物損壊を
起こした場合) 財物 1 事故 2 億円

2 . 保険名 傷害保険

補償の概要 ホームヘルパーの業務中及び通勤途上における障害の補償
死亡・後遺障害 5 千万円、入院保険金日額 5 千円、通院保険日額 3 千円

1 3 . 苦情等の受付について (契約書第 1 4 条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談 (お客様相談係)

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関する
ご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の苦情受付担当で受け付けます。

(苦情受付担当者)

当法人指定移動支援事業管理者 箕面 太郎

上記の連絡先は 〒000-0001 市 1 丁目 1 番 1 号

電話 072 - 000 - 0000 F A X 0 7 2 - 0 0 0 - 1 0 0 0

(苦情解決責任者)

当法人事務局長 箕面 花子

(2) 第三者委員

当事業所では、以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、当事業所への苦情やご意見は
第三者委員に相談することもできます。

(第三者委員)

名前 氏名 肩書き

連絡先 名前 (当法人監事)

(3) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

原則、当事業所の苦情解決規程に従い、解決に努めます。

1. 苦情の受付

面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることできます。

2. 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申し出人が第三者への報告を拒否した場合を除く)に報告します。第三者委員は内容を確認し、苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

3. 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際苦情申し出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

4. 第三者委員の立会いによる申し出人と苦情解決責任者の話し合いは、次により行うこと。

第三者委員による苦情内容の確認

第三者委員による解決案の調整、助言

他、苦情解決責任者は、関係法令に照らし、違反または不法な内容を含む苦情、あるいは当法人で解決ができない苦情など専門的な相談援助を必要とする苦情については、以下の関係行政機関などと連携して対応するものとします。

(4) 行政機関その他苦情受付機関

市障害福祉課

電話番号 072 - 000 - 000

F A X 072 - 000 - 0001 (健康福祉部)

受付時間 月曜日～金曜日(年末年始、国民の休日を除く)午前8時45分～午後5時15分

市保健福祉苦情調整委員会

電話番号 072 - 000 - 0000

F A X 072 - 000 - 0001 (健康福祉部)

受付時間 月曜日～金曜日(年末年始、国民の休日を除く)午前8時45分～午後5時15分

県社会福祉協議会運営適正化委員会

(福祉サービス苦情解決委員会)

電話番号 06 - 000 - 0000

F A X 06 - 000 - 0001

受付時間 月曜日～金曜日（年末年始、国民の休日を除く）午前10時～午後4時

平成 年 月 日

（管理者名） 箕面 太郎

（サービス提供責任者名）

印

サービス提供開始日 平成 年 月 日

私は、本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、移動支援サービスの提供開始に同意しました。

（利用者住所）

（利用者氏名）

印

（代理人・代筆者住所）

（代理人・代筆者氏名）

印

質問票

移動支援調査

調査項目

政令指定都市内の区は、このアンケートに答えていただく必要はありません。

政令指定都市の場合は本庁で記入をお願いします

基本調査

1 地域調査

- 1 - 1 都道府県名
- 1 - 2 市町村名（特別区を含む）
- 1 - 3 担当課名
- 1 - 4 担当係名
- 1 - 5 連絡先電話番号
- 1 - 6 メールアドレス
- 1 - 7 担当者

2 基礎調査

* 平成22年4月1日におけるものを記載してください。

* 「2 - 2」以降の「障害者」とは、手帳所持者のことをいう。

- 2 - 1 市町村（特別区を含む）の人口 人
- 2 - 2 障害者の総数 人（2 - 3 ~ 2 - 5の合計となります）
- 2 - 3 身体障害者数 人
- 2 - 4 知的障害者数 人
- 2 - 5 精神障害者数 人

3 障害者調査

平成22年4月1日におけるものを記載してください。

3 - 1 受給者証交付数（移動支援に関する）

- 3 - 1 - 1 視覚障害者数 人
- 3 - 1 - 2 肢体障害者数 人
- 3 - 1 - 3 知的障害者数 人
- 3 - 1 - 4 精神障害者数 人

3 - 2 障害者の年齢はどうなっていますか？

年齢 \ 障害別	視覚障害	肢体障害	知的障害	精神障害
18歳未満				
18歳以上65歳未満				
65歳以上				
合計				

自立支援法地域生活支援事業に基づく移動支援事業を行っている市区町村にお尋ねします。

- * 行っていない市町村（特別区を含む）は に進んでください
- * 政令指定都市内の区は、このアンケートに答えていただく必要はありません。
- * 基本的にすべての質問にお答えください。
- * 該当しない場合は「0」と記入してください。
- * 平成22年4月1日現在でお答えください。
- * 要綱を基準としてお答えください

4 市町村（特別区を含む）において、自立支援法の地域生活支援事業に基づき移動支援事業を実施していますか？

実施している 実施していない

5 移動支援事業を行っている事業所の数は何箇所ですか？

* 貴市町村（特別区を含む）の障害者を対象としている事業所であって、貴市町村（特別区を含む）内に所在が無くてもかまいません。

5 - 1 - 1 市町村（特別区を含む）が委託、または登録している事業所は何ヶ所ありますか？

箇所

5 - 1 - 2 障害別にお答えください（重複可）

障害別	視覚障害	肢体障害	知的障害	精神障害
事業者数	箇所	箇所	箇所	箇所

6 障害者の移動支援について

6 - 1 移動支援従事者の資格条件を設けていますか？

その資格を次の中から選んでください。（複数回答可）

知事証明（みなし資格：平成15年3月以前に従事していた者）

移動支援従業者（平成15年4月以降18年3月までの厚生大臣が認めている大臣告示第110号の者）

従来の視覚障害者外出介護従事者養成研修、全身性障害者外出介護従事者養成研修、知的障害者外出介護従事者養成研修に相当する研修として都道府県知事が認める研修を修了した者

介護福祉士

居宅介護従業者養成研修 1、2 級課程修了者

介護職員基礎研修の修了者

従来の行動援護従事者養成研修修了者
 上記以外の資格を所持している者（具体的な資格：)
 特に設けていない

記入表

* 上記の内容について該当する項目に を記入してください。

項目	視覚障害	肢体障害	知的障害	精神障害

6 - 2 各事業所における移動支援事業への従事者(ガイドヘルパー)の人数を年に1度、
 調査していますか？
 調査している 調査していない

7 支給時間について

- 7 - 1 平成22年8月1日現在、障害者で移動支援事業の支給決定を受けている人数は何人ですか？
- 7 - 2 平成22年8月の支給決定時間
- 7 - 3 平成22年8月の障害別移動支援事業利用時間（支給決定時間ではありません）

記入表

* 上記の内容について該当する項目に人数、時間を記入してください。

項目	視覚障害	身体障害	知的障害	精神障害	合計
7 - 1 人数	人	人	人	人	人
7 - 2 時間					
7 - 3 利用時間					

8 移動支援事業について

- 8 - 1 1日の利用時間に制限を設けていますか？
 設けている 設けていない

8 - 2 設けている場合、次のどれに該当しますか？

- 4 時間未満
- 4 ~ 6 時間未満
- 6 ~ 8 時間未満
- 8 ~ 10 時間未満
- 10 ~ 12 時間
- 12 時間以上

8 - 3 行き先の制限はありますか？

- 市町村（特別区を含む）内
- 市町村（特別区を含む）隣接地域
- 都道府県内
- 一日で帰れる範囲
- 設けていない

8 - 4 利用時間帯について

8 - 4 - 1 早朝の派遣について

- 6 時以前でも良い
- 6 時から
- 7 時から
- 8 時から
- 8 時 30 分から
- 定めていない

8 - 4 - 2 深夜の派遣について

- 20 時まで
- 21 時まで
- 22 時まで
- 23 時まで
- 24 時まで
- 定めていない

8 - 5 派遣の内容で認めていないものの記号をお書きください（複数回答可）

- | | |
|-----------|-----------------|
| A 通勤 | B 通所(地域作業所を含む。) |
| C 義務教育の通学 | D 通学義務教育以外 |
| E サークル活動 | F 習い事 |
| G 会議・会合 | H 研修会 |

- | | | |
|----------|-----------|-----------------|
| I 宗教活動 | J 教会・寺・神社 | |
| K 懇親会 | L 同窓会 | |
| M 図書館 | N 学習塾 | |
| O テーマパーク | P 公園遊び | |
| Q レジャー | R カラオケ | |
| S プール | T 海水浴 | |
| U 登山 | V スポーツ観戦 | |
| W 映画 | X 美術館 | Y レクリエーション等への参加 |

9 利用料金

9 - 1 利用料金の区分どれですか？（複数回答可）

- 日常不可欠な外出と趣味的な活動・社会参加に分けている
- 身体介護有り、無しに分けている
- 分けていない

9 - 2 日常不可欠な外出等の利用料金はどうなっていますか？

9 - 2 - 1 生活保護世帯

- 0円
- 1～5%
- 6～9%
- 10%

9 - 2 - 2 市町村民税非課税世帯

- 0円
- 1～5%
- 6～9%
- 10%

9 - 2 - 3 課税世帯

- 0円
- 1～5%
- 6～9%
- 10%

9 - 2 - 4 所得制限

- 設けている
- 設けていない

9 - 3 趣味的な活動・社会参加のための活動等の利用料金はどのようになっていますか？

9 - 3 - 1 生活保護世帯

0 円

1 ~ 5 %

6 ~ 9 %

10 %

9 - 3 - 2 市町村民税非課税世帯

0 円

1 ~ 5 %

6 ~ 9 %

10 %

9 - 3 - 3 課税世帯

0 円

1 ~ 5 %

6 ~ 9 %

10 %

9 - 3 - 4 所得制限

設けている

設けていない

9 - 4 介護給付等と上限管理はしていますか？

行っている

行っていない

10 その他

10 - 1 身体介護付き等の区分はありますか？

ある

ない

10 - 2 利用者負担額はどのような計算ですか？

時間ごとの金額をご記入ください。

制限のある場合はその時間までご記入ください。

時間	基本額 1	基本額 2
0 . 5		
1 . 0		
1 . 5		
2 . 0		
2 . 5		
3 . 0		
3 . 5		
4 . 0		
4 . 5		
5 . 0		
5 . 5		
6 . 0		
6 . 5		
7 . 0		
7 . 5		
8 . 0		
8 . 5		
9 . 0		
9 . 5		
10 . 0		
10 . 5		
11 . 0		
11 . 5		
12 . 0		
12 . 5		
13 . 0		
13 . 5		

自立支援法地域生活支援事業に基づく移動支援事業を行っていない市町村（特別区を含む）に伺います。

1 1 自立支援給付になった場合

1 1 - 1 市町村内の障害者から移動支援事業の実施に関して要望がありますか？

ある

ない

1 1 - 2 今後、障害者の移動支援事業を実施する予定はありますか？

ある

ない

1 1 - 3 国の制度になった場合実施するための課題は何ですか？（複数回答可）

事業実施を希望する事業所があったら

移動支援従事者（ガイドヘルパー）が確保できたら

介護保険などのホームヘルパーで対応できたら

その他（具体的に：）

全ての市町村（特別区を含む）にお尋ねします。

1 2 - 1 市町村（特別区を含む）内に、障害者の移動を援助している団体・組織はありますか？

ある

ない

1 2 - 2 その団体、組織はなんですか？（複数回答可）

誘導ボランティア団体・グループ

送迎ボランティア団体・グループ

個人

その他

ご協力ありがとうございました

結果は後日HPと冊子にして送付させていただきます。

アンケート調査について（当事者）

基本調査

1 - 1 あなたの性別は？

男 女

1 - 2 あなたの年齢は？

10代 20～30代 40～50代 60～64歳
65以上

1 - 3 障害を選んでください

視覚障害 肢体不自由 知的障害 精神障害

1 - 4 障害の程度（等級など）を教えてください。

級

1 - 5 あなたのお住まいの都道府県は？

1 - 6 あなたは市町村（特別区を含む）のどれにすんでいますか？

市町村（特別区を含む）

1 - 7 アンケートの記載について

1 - 7 - 1 どなたがお書きですか？

本人 本人に聞きながら代筆 保護者兄弟が記入

1 - 7 - 2 代筆の場合どなたですか？

家族 ガイドヘルパー その他（ ）

2 外出について質問します

2 - 1 あなたの平成22年8月はどのくらい外出しましたか？

（1）ガイドヘルパーと外出 時間

（2）総時間数 時間

2 - 2 平成22年8月の主な外出先・用件についてお答えください。（複数回答可）

通院

通学・通勤

買物

親戚・友人・知人宅

役場

金融機関

団体等の会議・催し

余暇活動

デイサービスなどの福祉施設

その他（具体的に）

3 平成22年8月の外出は誰としましたか？（複数回答可）

- 単独
- ガイドヘルパー
- 友人
- 家族・親戚
- 施設の職員
- 近所の人
- ボランティア
- その他（具体的に）

4 ガイドヘルパーの利用に関して

4 - 1 平成22年8月にガイドヘルパーは利用しましたか？

- 利用した
- 利用しない

4 - 2 ガイドヘルパーの利用時間は何時間でしたか？

時間

4 - 3 あなたの支給時間は何時間ですか？

時間

4 - 4 外出の利用時間に制限がありますか？

- ある
- ない
- 判らない

4 - 5 設けている場合、次のどれに該当しますか？

- 4時間未満
- 4～6時間未満
- 6～8時間未満
- 8～10時間未満
- 10～12時間
- 12時間以上

4 - 7 行き先の制限はありますか？

- ある
- ない
- 判らない

4 - 8 「ある」場合、外出先はどこまで認められていますか？

- 市町村（特別区を含む）内
- 市町村（特別区を含む）隣接地域
- 都道府県内
- 一日で帰れる範囲
- 設けていない

4 - 9 利用時間帯について

4 - 9 - 1 今まで早朝の派遣（8時30分前）について利用しましたか？

- 利用した
- 利用しなかった
- 利用できなかった

4 - 9 - 2 その時間帯はいつでしたか？

- 6時以前
- 6時から
- 7時から
- 8時から

4 - 9 - 3 夜間の派遣（20時以降）について利用しましたか？

- 利用した
- 利用しなかった
- 利用できなかった

4 - 9 - 4 その時間はいつまででしたか？

- 2 0時まで 2 1時まで 2 2時まで 2 3時まで
2 4時まで

4 - 9 - 5 派遣の内容で認められていないものの記号をお書きください(複数回答可)

- | | | |
|-----------------|-----------------|-----------|
| A 通勤 | B 通所(地域作業所を含む。) | C 義務教育の通学 |
| D 通学義務教育以外 | E サークル活動 | F 習い事 |
| G 会議・会合 | H 研修会 | I 宗教活動 |
| J 協会・寺・神社 | K 懇親会 | L 同窓会 |
| M 図書館 | N 学習塾 | O テーマパーク |
| P 公園遊び | Q レジャー | R カラオケ |
| S プール | T 海水浴 | U 登山 |
| V スポーツ観戦 | W 映画 | X 美術館 |
| Y レクリエーション等への参加 | | |

4 - 9 - 6 派遣を認めてほしいものの記号をお書きください(複数回答可)

- | | | |
|-----------------|-----------------|-----------|
| A 通勤 | B 通所(地域作業所を含む。) | C 義務教育の通学 |
| D 通学義務教育以外 | E サークル活動 | F 習い事 |
| G 会議・会合 | H 研修会 | I 宗教活動 |
| J 協会・寺・神社 | K 懇親会 | L 同窓会 |
| M 図書館 | N 学習塾 | O テーマパーク |
| P 公園遊び | Q レジャー | R カラオケ |
| S プール | T 海水浴 | U 登山 |
| V スポーツ観戦 | W 映画 | X 美術館 |
| Y レクリエーション等への参加 | | |

5 平成22年8月にガイドヘルパーを利用していない方に伺います

- ガイドヘルパーの制度がない
- ガイドヘルパーを派遣してくれる事業所がない
- ガイドヘルパーの人数が足りないので派遣してもらえない
- 65歳以上で他の制度(介護保険など)優先と言われたため
- 他の制度を利用(障害者の居宅支援など)しており、その制度が優先と言われたため
- ガイドヘルパー制度を知らない
- 手続きが面倒だから
- 利用する必要がないから
- 利用料金が安いから
- その他(具体的に)

6 利用料金

6 - 1 平成22年8月分の利用料金はどのくらいでしたか？
円

7 その他の制度について

7 - 1 移動支援制度の他にあなたの外出を支援している団体・組織はありますか？

ある ない

7 - 2 その団体、組織はなんですか？（複数回答可）

誘導ボランティア団体・グループ

送迎ボランティア団体・グループ

個人

その他

ご協力ありがとうございました

結果は後日HPにて公開いたします。

事業概要

事業内容及び手法

1 手法

今回の調査・研究事業では、次の二者に対して調査を実施した。

- 1 自治体調査 悉皆にて実施
- 2 利用者調査 抽出にて実施

内容

1 自治体調査

全国の市町村に対して調査を行った。

内容としては、実施要綱等を基に、次の質問を行い回答を得るものとした。

- ・対象者
- ・サービス提供可能エリア
- ・実施内容（サービス提供者の資格要件、単価及び加算等、個人負担、支給時間、1日の最長利用時間）
- ・利用目的、利用時間の制限 等

2 利用者調査

全国の視覚障害者団体、知的障害者団体並びに精神障害者団体に対して、その団体ごとに事業を利用している当事者を抽出し質問票を送付し調査を実施した。

内容としては、次の質問を行い回答を得るものとした。

- ・障害の状況
- ・利用目的
- ・利用地域（範囲）
- ・利用者負担
- ・給付決定時間数 等

狙いとする事業の成果

自治体調査により全国的な傾向を明らかにする。また、地域の特性を考慮しつつ、地域間格差の状況を把握し比較、検討する。これらの地域間格差を解消するため、市町村の移動支援事業の利用者要件、利用目的、利用地域、利用者負担等の運営基準を全国的に統一するための移動支援事業の運営基準を行政に提案することを狙いとして実施した。

上記の現状をまとめ、報告書を地方自治体に提供することにより、地域の特性や利用者の状況に合わせた弾力的なサービスの参考となることを期待している。

成果の公表計画

1 地方自治体への報告書の送付。

電子メールなどで全国の自治体に対して送信を行う。また、当法人のホームページに公開し講評を行う。

2 視覚障害当事者に対して点字のデータによる報告書を作成し電子メールにて配信を行う。

3 視覚障害者団体及び視覚障害者情報提供施設等への電子メールでの報告書の配信。

検討委員

社会福祉法人新潟県視覚障害者福祉協会 会長 松永 秀夫

財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 副会長 上田 一裕

特定非営利活動法人「きらぼし」管理者 荒谷 潤一

神奈川県障害福祉課 副主幹 三澤 普

座間市障害福祉課 主事 菊地 貴之

神奈川県視覚障害者情報センター「神奈川ライトハウス」所長 福喜多 恭子

NPO法人神奈川県視覚障害者福祉協会 理事長 鈴木 孝幸